

衆議院 第百九十三回国会 総務委員会 議 録 第二十一号

(三二二)

平成二十九年五月三十日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 竹内 譲君

理事 古賀 篤君

理事 坂本 哲志君

理事 葉梨 康弘君

理事 奥野総一郎君

理事 青山 周平君

理事 大西 英男君

金子万寿夫君

菅家 一郎君

新藤 義孝君

高木 宏壽君

土屋 正忠君

中谷 元君

宗清 皇一君

山口 泰明君

逢坂 誠二君

近藤 昭一君

高井 崇志君

稲津 久君

田村 貴昭君

吉川 元君

左藤 章君

田所 嘉徳君

小川 淳也君

奥水 恵一君

池田 道孝君

鬼木 誠君

金子めぐみ君

小林 史明君

鈴木 憲和君

谷 公一君

富樫 博之君

武藤 容治君

山口 俊一君

緒方林太郎君

黄川田 徹君

鈴木 克昌君

武正 公一君

梅村さえこ君

足立 康史君

総務大臣

総務副大臣

総務大臣政務官

財務大臣政務官

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

高市 早苗君

あかま二郎君

金子めぐみ君

富樫 博之君

三木 亨君

田中愛智朗君

刀禰 俊哉君

政府参考人
(内閣府地方創生推進事務局次長)

川上 尚貴君

政府参考人
(内閣府知的財産戦略推進事務局次長)

井内 撰男君

政府参考人
(総務省大臣官房地域力創造審議官)

時澤 忠君

政府参考人
(総務省行政管理局長)

山下 哲夫君

政府参考人
(総務省自治行政局長)

安田 充君

政府参考人
(総務省自治財政局長)

黒田武一郎君

政府参考人
(総務省自治税務局長)

林崎 理君

政府参考人
(総務省総合通信基盤局長)

富永 昌彦君

政府参考人
(消防庁次長)

大庭 誠司君

政府参考人
(財務省主計局次長)

藤井 健志君

政府参考人
(文部科学省大臣官房総括審議官)

義本 博司君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

瀧本 寛君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

松尾 泰樹君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

吉本 明子君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

谷内 繁君

政府参考人
(農林水産省政策統括官付参事官)

小川 良介君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官)

吉村 忠幸君

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

早川 治君

総務委員会専門員

塚原 誠二君

委員の異動

五月三十日

辞任

小林 史明君

補欠選任

青山 周平君

辞任

逢坂 誠二君

補欠選任

緒方林太郎君

五月二十九日

電子委任状の普及の促進に関する法律案(内閣提出第四六号)

は本委員会に付託された。

五月二十三日

地方自治法等の一部を改正する法律案中「地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し及び権利放棄議決」に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三 中本和洋)(第八七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

電子委任状の普及の促進に関する法律案(内閣提出第四六号)

行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○竹内委員長 これより会議を開きます。

行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官田中愛智朗君、規制改革推進室次長刀禰俊哉君、地方創生推進事務局次長川上尚貴君、知的財産戦略推進事務局次長井内撰男君、総務省大臣官房地域力創造審議官時澤忠君、行政管理局長山下哲夫君、自治行政局長安田充君、自治財政局長黒田武一郎君、自治税務局長林崎理君、総合通信基盤局長富永昌彦君、消防庁次長大庭誠司君、財務省主計局次長藤井健志君、文部科学省大臣官房総括審議官義本博司君、大臣官房審議官瀧本寛君、大臣官房審議官松尾泰樹君、厚生労働省大臣官房審議官吉本明子君、大臣官房審議官谷内繁君、農林水産省政策統括官付参事官小川良介君、経済産業省大臣官房審議官吉村忠幸君及び国土交通省大臣官房審議官早川治君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金子万寿夫君。

○金子(万)委員 おはようございます。自由民主党の金子でございます。よろしくお願いいたします。

平成十五年ぐらいがピークでしたでしょうか、三位一体改革、地方交付税ショックみたいなものが起こりました。地方自治体には何か厚い雲が

覆っているような時期があったわけですね。

その前の行け行けどんどの財政出動の時期もあったわけですが、地方自治体は財政再建の波に、押し寄せてきた波に対応するためにそれぞれの努力をしてまいりました。首長さん、議会議員の報酬の削減、議会の定数削減等々、それに財政出動も随分絞って、財政再建の努力を懸命にしました、積み重ねてきた。職員定数も減らしました。

そういう努力の積み重ねで、さらにそれに、地方交付税交付金がこの数年しっかりと確保されてきた。このことは、高市大臣を初め総務省もしっかり頑張っていたと地方六団体は大きな評価、大変高い評価をしているところでありますが、そういう基盤に立って、地方自治、各自治体は、今、地方創生の取り組みでありますとか、あるいは地域の活性化、地方の活性化にあらゆる施策を、みずからの知恵で特色ある施策を展開する、そういう時代になってきたわけであります。

そういうことにもかかりませう、今月十一日に開かれた経済財政諮問会議の中で、民間議員から、国、地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて地方財政計画への反映等の改善方策を検討、こういう趣旨の提言がなされているわけであります。

自治体の財政調整基金というのは、災害時の緊急時でありますとか、みずからの、今申し上げたような独自の施策を打っていくための緊急な財政出動でありますとか、そういうものに活用していくために当然必要なんです。

当時は、首長選挙になると、私は当選したら報酬を何%削減しますよ、議員さんも選挙のときには、議員定数を減らしますよ、議員の報酬を減らしますよというような公約などを並べて選挙をする時代があったんですね。それから非常に空模様も変わってきたという感じがするわけでありますが。

そういう備えに対して、地方交付税交付金の配分を抑えるというような、そのような提言と受け

とめておりますが、意味合いが違うのではないかと思います。

そこで、地方交付税の削減にもつながりかねないこの提言の妥当性について、総務省の見解をまずお聞かせいただきたいと思います。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

御指摘の民間議員の提言でございますが、これは、地方団体の基金が近年増嵩していることを踏まえての提言でございます。

それぞれの地方自治体におきましては、今後の人口減少等によります税収の見込み、あるいは少子高齢化の中での社会保障、公共施設の老朽化対策等に要する経費の増加、また予期しない災害の発生への備えなど、さまざまな地域の実情を踏まえまして、歳出の抑制努力を行いながら、それぞれの判断に基づきまして基金の積み立てを行っております。

こうしたそれぞれの地方団体の態様によりまして、結果として地方全体として基金が増加していることのみをもちまして、地方財政に余裕がある、これは言えないということでございます。

そういうことから、地方財源、特に交付税を削減することにつきましては、妥当ではないというふうに私ども考えております。

○金子(万)委員 ついでにお聞きすればよかったんですが、諮問会議では、財政調整基金の積み立ての状況の分析をこれからするということですが、この内容やスケジュールについては何か把握をしていらっしゃるでしょうか。ちよっとお答えいただきたいと思います。

○黒田政府参考人 地方自治体の基金残高につきましては、増加傾向にあることも事実でございます。その中で、それぞれの自治体における基金の積み立て状況等を把握するために、全ての自治体を対象に調査を実施することとしております。

その調査内容としては、財政調整基金、減債基金及び特定目的基金の残高の変動状況、また今後の増減の見込み、あわせて、財政調整基金の積み立ての理由、積み立ての考え

方、特定目的基金の使途、これらにつきまして調査し、さまざまな分析を行うこととしております。

また、そのスケジュールにつきましては、昨日、調査の依頼文書を発出したところでございまして、毎年行っております決算状況の調査のスケジュールとあわせて集計し、さらにその精査、分析を行っていくこととしております。

○金子(万)委員 六団体とともに主張すべきはしっかりと主張して、我々も当然主張してまいりますが、しっかりと今申し上げたような地方財政の状況が堅持できて、そして、まさにこれからは地方自治体というか、国づくりの主役です。そういうことを基本にして対応していただきたい、このように思います。

先日、いつでしたか、新聞等で高知県の大川村が話題となりました。地方自治法に基づきまして、村議会を廃止して町村総会を設置する検討を始めた、こういうような報道がなされました。次の村議選挙では立候補者が定数に達しない可能性がある。また、昨日でしたでしょうか、新聞では、議員定数が十未満の百五十四町村の議会議員のうち四割超が、町村総会に移行することを将来検討する可能性がある、こういう報道がなされております。町村総会というのはどういうものかというシミュレーションもまだなされていないことだと思っておりますが、大変衝撃的な記事と出会いまして。

議員のなり手不足については、先日、吉川議員が具体的な指摘をされました。私は全くそのとおりだと思っております。まさに、憲法九十三条による二元代表制の危機だと私は思っておりますが、同時に、地方自治というのは、議会が主役だと思っているんです。

住民の多様な意見を集約して物事を決めるのは、議会です。議会が主役です。その議員の皆さんが、日常活動の中から、最も身近な、住民の身近で日常活動をしておられる議員の皆さんが、住民のお声を聞きながら政策立案機能を果たしていく

役割であります。同時に、住民にかわって物事を決めるのは議会であって、住民に得ないわけでありませんが、そのために、多様な人材が多様な意見を反映することのできる議会議員の参加が必要だ、このように思っております。

そういう議論がある中でありますが、私は、極端な小規模自治体においては、やはり土曜、日曜議会、夜間議会などを活用する柔軟な議会運営の体制整備が必要ではないか、このように思っております。また、議会議員の立候補に伴う休暇等がありますとかを保障する制度でありますとか、休職、復職等の制度の創設も必要ですし、やはり最低限の議員年金もそうであります。このことを少し後で触れたいとは思っております。

この地方議員のなり手不足の解消として、地方制度調査会などでは何か議論があるのか。そのような報道に余り接しないわけでありますが、当然、議会三団体における研究や議論も必要だ、このように思っております。

そのようなことの中で、また、自民党においては葉梨総務部会長のリーダーシップのもとで、廃止された議員年金、私はちょうどそのときに全国議長会の会長なんです、富樫さんもそのときおられたと思いますが、そういう時代、ときに遭遇しました。その他いろいろ議会改革、政務調査費を活動費に変えととか、県議会議員の選挙制度の改正であるとか、いろいろなことに出会いまして。そういう経験の中から申し上げますと、やはり議員さんが厚生年金に加入していく制度の創設というのは大変重要な部分だと思っております。早期の国会提出をぜひ実現したい、私自身もこのように思っております。

当初予算における地方議会の経費、費用、議会費の割合というのは、現在大体〇・一六%なんです。それをいって、やれ議員の数が多、議員の報酬を削減しろなんという議論は絶対あてはまらない。それはみずからの二元代表制の自治の否定であると思っております。

ですから、余りこういう演説をすると、もう時間ありませんからこの辺で終わりますが、そういうことに対する何か検討というのは、私は、今申し上げたように、議会三団体の研究、議論というのは大変大事な部分であります。地制調等における議論というのは、どういふような議会制度に対する議論が今なされているのか、ちょっと御答弁をいただきたいと思ひます。

○安田政府参考人 お答えいたします。

議会制度に関する地方制度調査会の議論でございますが、第三十一次地方制度調査会でも、議会のあり方、議会の活性化ということにつきまして議論がなされておりました。委員御指摘ございました土日、夜間の議会の開催を活用するといったものでございます。か、立候補に伴う休暇を保障する制度、休職、復職制度の創設等、新しい制度の創設といったものも議論されているところでございます。

また、議員に対する社会保障の充実という点についての御尋ねもございましたけれども、これは議員の身分の根幹にかかわるものでございますので、地方議会議員の声などもよく聞いた上で、各党各会派において御議論いただく必要がある、このように考えているところでございます。

○金子(万)委員 ふるさと納税のこともお聞きしたいのでありますが、きょうは富樫政務官もお見えでございますので、政務官のこの議会制度等に對する見解もちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○富樫大臣政務官 お答えいたします。

地方議会は、地方公共団体の行財政運営を担う上で、長とともに車の両輪ともいふべき役割を担っているものと認識をしております。

今後、人口が一層減少し、地方にとって厳しい選択が迫れることが予想され、議会による団体意思の決定はますます重要性を増すこととなります。

このような中で、現在深刻化しつつある議員のなり手不足という状況を解消していくことは、総務省としても重要な課題であると認識をしております。

以上であります。

○金子(万)委員 ふるさと納税、返礼品の割合を三割ということについて通知を出されて、その後の地方の取り組み状況はどういう状況でありますか。ちょっとお教えいただけないでしょうか。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

先月、今御紹介があったような、地方団体に對しまして通知を發出したところでございまして、多くの団体からは御賛同いただいております。また、返礼品割合や返礼品の内容について見直しを行うと公表いただいているところでございます。

また、全国市長会、全国町村会におきましても、通知や制度の趣旨を踏まえて良識ある対応を行う旨が表明をされたということで、返礼品競争過熱の現状に対する認識、あるいは今回の通知の趣旨につきまして理解が浸透しつつあるという認識をされているところでございまして、こうした動きをさらに広げるために、先週には、影響の大きい寄附受入額が多い団体に對しまして、改めて理解を深めていただくように個別にお願いしたりしております。

ただ、一部の地方団体が当面返礼品の見直しを行わないとの意向を示しているといったようなことも承知しております。今回の通知を出すに至った状況についての御認識、それから対応が必要であることをぜひとも御理解いただきたいと考えているところでございます。

○金子(万)委員 ふるさと納税の評価は非常に高いと思っております。この制度が持続的に進化して定着していくように総務省の取り組みを期待申し上げます。以上で終わります。ありがとうございました。

○竹内委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 おはようございます。公明党の稲津でございます。

通告に従ひまして、順次質問させていただきます。

まず、昨日五月二十九日午前五時四十分ごろ、北朝鮮は、東部の元山付近から一発の弾道ミサイルを發射しました。既に報道等で御存じのとおりですけれども、ミサイルは約四百五十キロ飛行して、日本の排他的經濟水域圏に落下をしました。これで三週連続、今月は十四日、二十一日にも發射をしまして、これで実に、何とことしに入つて九回目の發射となります。

こうしたことを踏まえて、大変強い憤りを覚えますし、断じてこのようなことは許すことがあつてはならない、このように思うわけでございますけれども、政府におかれては、情報の収集や分析はもろろんのことですけれども、情報提供、それから、もう既にやっていただいておりますけれども北朝鮮に対する嚴重な抗議、さらに国際社会と連携してしっかりと対応していただきたい、このように思っております。

きょうは、そのことを踏まえて、この総務委員会で、いわゆる万が一ということについてどう備えるのか、こうしたことを伺っておきたいと思ひます。

そこで、Ｊアラートについてなんですけれども、政府は内閣官房国民保護ポータルサイトというホームページを開設して、北朝鮮から發射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があった場合における全国瞬時警報システム、Ｊアラートについて、情報伝達ということで、詳しくはＪアラートによる情報伝達手段について記載をされているところでございます。

このＪアラートですけれども、ミサイルの發射、津波、緊急地震速報など対処に時間的な余裕がない事態に関する情報を、国から自治体に送信する、市町村の防災行政無線等を自動起動させることによりまして、地方公共団体職員の手を介さずに国から住民まで緊急情報を直接伝達するシステムである、このように承知をしております。

消防庁は、昨年の十一月二十九日に、このＪアラートの全国一斉情報伝達訓練を実施しました。日ごろから、いざというときのためにどうするの

かといったことをしっかりと訓練を行っていくということは非常に大事なことである、このように思っております。

その上で、Ｊアラート受信機を運用する四十七都道府県と約千七百四十でしたかの市町村で行われた訓練だ、このように聞いておりますが、情報伝達できなかった等のトラブルが二十四市町村で発生したという発表がありました。

そこで御聞きしたいのが、こういったトラブルの原因は何だったのか。また、この訓練から約半年も既に経過をしておりますが、現在は改善されている、このように思っておりますが、そういう認識でよいのか。それから、今後この訓練は定期的にやっていく予定なのか。総務省にお伺いしたいと思ひます。

○大庭政府参考人 お答えいたします。

御指摘の昨年十一月二十九日の訓練で、情報をきちんと自動起動で伝達できた団体が千五百五十三団体ある一方で、情報伝達できなかったのは御指摘のとおり二十四団体でございました。そのふぐあいの原因は、機器の故障が十三団体、機器の設定ミスが十一団体であつたところでございます。

確認されたふぐあいにつきましては、該当団体に對しまして直ちに原因究明と再発防止策を求めるとともに、同じような問題がほかの団体でも生じないよう、ふぐあいの実例と再発防止策を全団体に提供することで、再発防止への指導及び改善を図っているところでございます。

実際のＪアラートによる情報伝達と同様の方式で行いますこの訓練は、地方公共団体にとりまして、防災行政無線等の機器や設定を点検するた、重要な機会の一つとなっております。

今後も、本訓練の実施などを通じて、Ｊアラートによるミサイル情報等を確実に伝達する体制を確保してまいりたいと考えております。

○稲津委員 ありがとうございます。

うんですけれども、Ｊアラートによる情報に住民に伝わった段階で、では、住民はどういう行動をとればいいのか。こういうことについて、内閣官房のポータルサイトに、弾道ミサイル落下時の行動に関するＱ&Ａというものを公表しております。そこには、ミサイル着弾時の暴風、破片などの被害を避けるために近くの頑丈な建物ですとか地下施設に避難をと推奨しています。

ただ、こうした頑丈な建物、特に地下施設というのは、都市部はいいんですけれども、地方に行くとなかなかそういうものもないという場合もありますし、それから、頑丈な建物かどうかということはどう判断するのかという非常に難しい問題もあります。

地震、台風などの自然災害における避難訓練、こういうものとも明らかに違う対処が必要である、このように思いますけれども、そうしたことを踏まえると、日ごろから、現下の状況を踏まえると、ミサイル落下に特化した避難訓練を行う必要があるのではないかと、こういうことも一方で考えられる。既に秋田県の男鹿市で行ったということも聞いていますし、どういう訓練を行ったのか。それから、山形県、新潟県も弾道ミサイルに特化した訓練が行われる、こういう発表もありました。ほかの自治体でも訓練を行えるように国からも何らかのアプローチが必要ではないか、このように考えますが、総務省の見解をお伺いしたいと思います。

○富樫大臣政務官 お答えをいたします。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施については、四月十九日に全国の都道府県に対して通知をするともに、国民保護に関する都道府県説明会を開催いたしました。これを受け、五月十一日に青森県むつ市が市単独で訓練を実施し、六月には山口県のほか山形県、新潟県が国との共同訓練を実施する予定となっております。

そのほかにも幾つかの地方団体から訓練実施について相談を受けているところであり、引き続き積極的な訓練実施を働きかけてまいりたいと考えております。

ております。

先ほどありました秋田県、私の地元であります、男鹿半島で実際訓練をされましたし、その節には地域住民の協力のもとで、その訓練の成果を今分析しながら今後の成果に役立てたいというようになことが漏れ伝わっております。

○稲津委員 本来、こういう特別な訓練はない方がいいんですけれども、しかし、現下の状況を踏まえると、大変国民また多くの方々が必要要素が拭い切れないわけでございまして、万全の対応をお願いしたいと思っております。

次に、地方議員のなり手不足の問題ということとお伺いしたいと思います。

きょうも金子委員、それから先般は吉川委員からもほぼ同様の認識に基づく御質問等ございました。一部重複するかもしれませんが、やはり非常にこの総務委員会でも関心が高まっているという議題ですので、取り上げさせていただきますと思います。

それで、一つ目は、町村総会の設置をどう考えるかということなんです。

議員のなり手不足に悩む自治体というのは大変多いということで、二〇一五年の統一地方選挙、全国三百七十三町村議会議員選挙が告示されましたけれども、二三・九％で無投票。それから、二〇一二年から二〇一五年の統一外も含めた全国の町村千八百十八選挙区中二百五十六選挙区、全体の二二・九％が無投票で選挙を終えている。

こうした現状に一石を投じる話として、先般から、きょうもお話がありました、人口約四百人の高知県の大川村で、いわゆる議会を廃止して村総会の設置を検討するとの報道がありました。

今後、さらに議員のなり手がなくなるといっておそれを想定しますと、直接民主制ということも、この総会設置ということも一つの選択肢として提案した、このように認識しております。

この町村総会ですけれども、戦前の町村制の名残で、地方自治法に、町村限定で、議会のかわり

に総会を設置することができ、このようにありまして、まず、この町村総会、地方自治法施行後は、一九五〇年代に東京都の旧宇津木村で総会が設置された、その例がたった一例だけある、このように認識をしておりますが、現代において、この町村総会設置の動きを総務省としては現段階でどのように考えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○安田政府参考人 お答えいたします。

地方自治法第九十四条に規定しております町村総会でございますが、これは、住民が非常に少ない町村において、有権者が事実上一堂に会して会議を開くことを想定したものでございますけれども、過去に設置された事例は御指摘のようにございますものの、現在設置している地方公共団体はないところでございます。

今後、人口減少や議員のなり手不足などの深刻化が見込まれる中で、人口が著しく減少した団体において、この町村総会も選択肢の一つとなり得ると考えているところではございますが、いずれにせよ、町村総会を設置するか否かは各町村において条例で定めることとされておりまして、総務省といたしましては、各町村の判断を尊重しつつ、御相談があった場合には適切に助言を行うなど、対応してまいりたいと考えているところでございます。

○稲津委員 これは最後の質問になりますけれども、議員のなり手不足の解消ですとか、議会の活性化ということについてお伺いしておきたいと思っております。

今まさに、地方分権ということがずっとたわれて、この総務委員会でもずっと議論してまいりました。それから、特別委員会も設置されて、地方創生ということも議論されております。

ここにおいてやはり大事なことは、地方においては、二元代表制というこの体制をつくって、直接有権者から、地方の場合は首長と、それから議員というのが選出されているということで、その議会の持つている、いわゆる調査権とか質問権と

か、あるいは政策を立案していくという権限、機能というものが発揮されなければいけないということなんですけれども、まさにその逆の方向に向かっていくような気がしてなりません。大変危惧を感じております。

きょうも御指摘がありましたけれども、例えば議員報酬の問題ですとか、それから、議員年金がなくなった後の議員の年金をどうするかということについても、もう議論がいろいろとあちこちで出てきております。

先ほど、夜間議会の導入もありました。もちろん、仕事を持っていながら議員をしているということについては、その支障を払うためには夜間の議会ということも当然必要だと思っておりますし、若干、負担の軽減といったものも、解消していかなければならないだろう、このように考えます。

その意味で、国が後押し、支援できることは決して少なくない、私はこのように思っております。小規模自治体の行政事務というのは、市町村合併とか、それから、近隣自治体との広域的な自治ですとか都道府県のフォローとか、いろいろ方法はあるんですけれども、議会の方はなかなかそういうふうにならないということで、最後に、総務大臣に、こうした課題、地方議会の活性化ということについてどのようにお考えになるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○高市国務大臣 議会が団体意思を多様な民意を集約しながら決定していくことのために、住民の皆様の中から、多種多様な方々から議員が選出されて議会を構成するということが重要だと考えております。

これまでも総務省では、柔軟な議会運営を可能にするということで、通年会期制を創設するなど、環境の整備に努めてまいりました。それぞれの議会におかれましても、幅広い層の住民の皆様、議会への関心を持っていただくことのために、女性模範議会の開催ですとか、若い方々と議員をつなげる取り組みなどを進めていただいております。

今委員から御指摘がありました議員報酬のあり方でございますが、報酬という一定の役務の対価として与えられる反対給付でございますから、その額及び支給方法につきましては、議会に期待される役割、議員活動や議員のあり方などを踏まえて、各議会に住民の方々に対する説明責任を果たしながら決定されるべきものだと思います。

総務省としては、好事例の横展開に取り組むことに力を入れてまいりたいと思っております。

○稲津委員 時間になりましたので、きょうは終わりますけれども、このことは、これから総務委員会等で質疑をさせていただきますながら論点整理をして、できる限り委員の皆さんにも、ぜひ御関心を持っていただいて、この議論に加わっていただきたい、このように強く思っているところでございます。

ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志でございます。

きょうも質問の機会をいただき、ありがとうございます。

きょうは、主に、ICTの規制改革について質問してまいりたいと思います。

先般、五月の二十三日に、規制改革推進会議が規制改革推進に関する第一次答申という、結構分厚い、きょう原本を持ってきましたけれども、こういったものを取りまとめておられます。

その中で、幾つか質問してまいりたいと思いますが、まずは、これまでこの委員会で私かなりこだわって質問してまいりました、個人情報保護の二千個問題というものです。

個人情報保護法は、今月末、まさにきょうかあすから施行される。これは非常に大きな改正であります。もちろん個人情報保護を守ると同時に、ビッグデータ、オープンデータ、こういったものの利活用が飛躍的に進むんじゃないかという

ふうに大きく期待をされる法改正であります。

一方で、地方自治体。地方自治体は個人情報保護法ではなく個人情報保護法という、それぞれの自治体が条例を定めている。これが実は自治体によってばらばら。自治体、千七百幾つあって、さらにほかのいろいろなものを含めると約二千ぐらい同じような条例があつて、これが国の法律とそこを来すと、国では認められるけれども地方自治体ではできなくなるとか、あるいは自治体同士で対応が異なるとか、そういったいろいろな問題が生じるんじゃないかということを私は何度か取り上げてまいりました。

私の意見は、それぞれの条例の改正を自治体でするんですけれども、それを待っていたのでは時間もかかるし、また自治体ごとにばらつきができていけないということ、これはもう法律で一括してやってはどうかということ提案してまいりました。

今回も、この規制改革会議の一次答申にこういった記載があります。「総務省では、これまで、検討会等を通じて地方自治体から条例整備に関する意見を聴取してきたが、上記のような可能性を前提として、条例整備以外の具体的な措置を含めて意見交換を行ってきたとは評価できない。」と厳し目のコメントになっていて、さらに言うところ、これでも随分わらかくなった方でありまして、もともと規制改革会議の投資等ワーキング・グループというところでは、その一カ月前の四月二十五日、官民データ活用の推進に関する意見というのを提出しておりますが、ここでは、「総務省においては、これまで、こうした個人データの活用に係るルール整備の在り方について、地方公共団体との間で十分な意見交換を行ってきたとは評価できない。」

要するに、地方自治体からも、個人情報保護法例、一個一個変えるのは大変だし、またばらつきも生じるから、国で一括で、法律でやったらどうかという意見がかなり出ているわけでありまして、こういった自治体との意見交換というのは、

一定程度やったというのはいわゆるわかりけれども、十分に行ってきたというふうに言えるんじゃないでしょうか。

○時澤政府参考人 お答えいたします。

行政機関個人情報保護法等の改正を受けまして、総務省といたしましては、個人情報の保護に関する基本方針などに基きまして、地方公共団体における個人情報保護条例の見直しの検討が円滑に進みますよう、法律や政令の改正内容、ガイドライン等につきまして、地方公共団体に對し、その制定の都度、情報提供を行ってまいりました。

また、委員も御案内のとおり、昨年の九月から私も検討会を開催しておりまして、法改正を踏まえた条例改正の方向性等について議論を進めてきたところでございます。

この検討会には、地方三団体のそれぞれの推薦を受けた職員も委員として参加をいただきました。また、三団体の担当者にも傍聴をいただいたところでございます。

さらに、この検討会の開催状況等につきまして、当省のグループの施策を地方公共団体に紹介するブロック会議というのがございます。この会議を通じて説明をさせていただいたところでございます。引き続き、国の取り組み方針につきまして、地方公共団体に對しても丁寧に説明していきたいと考えております。

○高井委員 一定程度やっているとすることは存じ上げていますけれども、それでは足りないのではないかと、これを、政府の規制改革推進会議からも正式な答申の中で言われている。

また、これは公にはなっていないんですが、このことを推進している、熱心に取り組んでいる自治体の市長さんからいただいたんですけれども、九州の市長会でもこういう決議をしている。

マイナンバーの本格活用に係る個人情報保護については、各自治体ごとの条例で対応するのはなく、全国に二千も存在する個人情報保護条例を統合した新たな法令、括弧、自治体個人情報保護法

または地方公共団体個人データ保護活用法を定めることというのを九州の市長会が決議をしている。

さらに、六月に全国の市長会が開かれますが、そこでも同じような決議がされるのではないかと、に向けて動いているという話を聞きました。

これは大臣にぜひ、何度も私はこの委員会で取り上げていますので、改めて、同じ答えかもしれないけれども、これだけ地方自治体から、もちろん連う地方自治体の意見があることも承知してありますが、私はやはりこの問題は、実際に個人情報保護条例で任せる、それぞれの自治体に任せるという対応ではいずれば必ずそが生じたり問題が生じて、後からではもう遅いということになりかねないかと考えておまして、国の法律で一括してやるということがあるべき姿ではないかと考えますが、大臣、いかがですか。

○高市国務大臣 今、高井委員が御紹介くださいました九州市長会の決議ということですが、これは現在非公表扱いということでありまして、それについてのコメントは差し控えていただきたいと存じます。

ただ、条例ではなく法律によってルール整備を行うべきだということも高井委員がおっしゃるような御意見があることも承知しております。

地方公共団体が保有する個人情報については、現在の個人情報保護法の体系上は条例によって規律することとされておりますので、今般の法改正を踏まえた対応も条例の見直しによって取り組む必要があると考えております。

総務省として、まずは、地方公共団体において非識別加工情報の定義や加工の基準などが国、民間と同等のルールで導入されますように、条例改正のイメージをお示しするなどの技術的助言を行いました。

また、地方公共団体共通の提案受付窓口ですとか、非識別加工情報作成を委託する仕組みについて、総務省が開催した有識者検討会から御指摘をいただいております。地方公共団体の御意見も十

分にお伺いしながら速やかに検討を行うことで、民間事業者の方々も非識別加工情報を利用しやすい環境を整えたいと思っております。

さらに、規制改革推進会議の答申において、非識別加工情報の加工やその活用に関して、「当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。」という指摘がなされておりますので、総務省としては、この答申も踏まえまして、地方公共団体ですとか有識者の御意見を十分に伺って、必要な検討を進めてまいります。

○高井委員 何度か質問した中では一番前向きに答弁いただいたのではないかな。立法措置を含めて検討ということでございますので、これから少し時間をかけて、いろいろな御意見を聞きながら検討していくんだらうと思います。

私も総務省で働いていたことがあるのでわかりますけれども、地方分権、地方自治の推進とICTの推進、両方やる役所でありますが、時にこれがぶつかることもあるんですね。私は、しかし、このICTの分野はやはり、ボトムアップの地方自治体、千七百八十ある、本場に小さな村までICTをみずから自発的にやってくださいと言ってもそれは無理だと思えますから、ある程度国が方針を決めてそういった自治体を引っ張っていく、そういう国のリーダーシップがとりわけ必要な分野だと思っておりますので、ぜひ、そういった観点からもこの立法措置を御検討いただきたいと思います。

それでは、同じく規制改革会議の中にあるんですが、その前に、五月六日の読売新聞なんですが、こういった新聞記事が出ました。「ネット授業中学に必要？」というクエスチョンマークです。

「政府の「規制改革推進会議」がインターネットで授業を中継する「遠隔教育」の中学校への導入を検討し、文部科学省が反発している。遠隔教育は高校ですでに一部実施されており、地方と都市の

教育格差解消に効果があるとされる一方、「きめ細かい指導が困難になる」との指摘もある。」というところで、規制改革会議では、今高校ではやっているんですけれども、中学校でも一定の上限を設けて導入するべきだとの声強い、しかし、「文科省は「地方での教員育成がおろそかになり、かえって地方の教育の質の低下を招く」と反対している。」同会議は五月の答申には盛り込みたい考えだが、文科省の反対を押し切れるかどうかが焦点となる。」こうなっています。

五月二十三日の答申にどう書かれるかを私も大変注目していたわけですが、残念ながら、中学校へのインターネット授業は盛り込まれませんでした。

これは、きょう文科省来ていただいています、なぜ中学校はだめなんですか。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

ICTを効果的に使い、遠隔地の学校同士の合同授業やさまざまな専門人材の授業への活用を進めるなど、ICTを活用した教育は、文部科学省として、中学校を含め、積極的に推進をしているところでございます。

このうち、特に遠隔教育について、規制改革推進会議との間でさまざまな観点から議論を行ってきたところでございますが、議論の過程におきまして、規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループの原座長より、受信側の教室には担当教科以外の職員の配置でもよいとするなどの措置を検討してはどうかという問題意識が提示をされました。このことは、受信側の教室には当該教科の免許を保有する教員は必要ではないというものであります。

しかしながら、文部科学省としては、中学校を初めとする義務教育は、単なる知識の伝達ではなく、発達段階を考慮いたしますれば、教員と子供の触れ合いの中で生きる力を育むことが不可欠であり、授業を行う教室に適切な免許を保有する教員がいる中で遠隔教育を推進すべきであると考えております。

既に、文部科学省としては、遠隔地間におきます双方向型の合同授業を行う実証事業を中学校を含めて七つのモデル地域で進めているところでありますが、今後とも、教育の質の向上を図るため、中学校も含め、遠隔教育を初めとするICTを活用した教育を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○高井委員 これは、内閣府、規制改革推進会議を担当されている方にも来ていただいていると思えますけれども、内閣府の見解はいかがですか。

○刀禰政府参考人 お答えいたします。

規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループにおきまして、ICTを活用した教育の質の向上などの観点から、遠隔教育の中学校への展開についても、先ほどお話しございましたように座長の問題意識の一つとして提示され、議論が行われたところでございます。

この点につきまして、先ほど文部科学省からもございましたが、義務教育は、単なる知識の伝達ではなく、教員と子供との触れ合いの中で生きる力を育むことが不可欠であり、授業を行う教室に適切な免許を保有する教員が必要である旨の見解が示されたところでございます。

こうした文部科学省の見解も踏まえつつ、規制改革推進会議におきまして引き続き検討が行われたところでございますが、遠隔教育については、現状において、その本格的推進のための施策方針が確立されていないことが問題であることから、まずは幅広い視点から施策方針の取りまともを行い、学校関係者等への周知を図っていくことなどを五月二十三日に取りまとめた答申に盛り込むこととなったという経緯と承知しております。

なお、遠隔教育の中学校への展開について、規制改革推進会議において、現時点で何らかの結論を出したというわけではございません。

○高井委員 結論は出していないということですから、引き続き検討ということなんだと思います。私は、やはりこのICT、もともと使っ

ていただきたいと思えますね。

文科省の主張ももちろんわかります。わかりますが、しかし、それで、世界各国見てもこれだけインターネットでの教育が広がっている中で、今のようないろんな議論で、日本だけ、では何十年やらないんだ、インターネット、ICTを教育に導入しないんだということになりはしないかと思えます。

今、私たちは議員立法を準備しています。これは超党派で、与党の皆さんもかわられて、学校教育における情報化の推進に関する法律という議員立法をできれば今国会に出したいというベースで準備しております。この法律の中には今のようないろんな問題があえて入れていませんけれども、しかし、それは別に法律にしましたって当然進んでいくだろうということを入れていないわけで、そういう意味では、文科省がそんな後ろ向きだと、この法律の中に新たに入れなきゃいけないんじゃないかなというのをちよつと議論していかなきゃいけない、そんな気持ちになりました。

総務大臣、ちよつと離席されてしまいましたけれども、後で議事録を見てください。私から見ると文科省がインターネット遠隔授業について非常に後ろ向きな、私だけじゃなくて規制改革会議の中でもそういう意見が出ています。

きょうは総務省にも聞きたかったんですが、ちよつと直接の担当ではないし答えにくいということだったので質問は遠慮しますけれども、しかし、ICT教育というのは総務省の重要な仕事の一つで、予算もとって、課もあるわけですから、この問題は文科省とよく、内閣府の規制改革会議がやっているんですけれども、ぜひ総務省からも、総務大臣からも後押しをしていただきたいと思います。もう答弁は求めませんけれども、後で議事録を見ていただいて、あるいは金子政務官から聞いていただいて、御検討をお願いいたします。

それでは、続きまして、また同じようなインターネットを活用した、今度は厚生労働省に対しての提案でありますけれども、実は、この委員会

で何度か取り上げましたシェアリングエコノミーというのを私は注目しています。

我が党でシェアリングエコノミー研究会議員連盟というのを立ち上げて、毎週いろいろな会社さんからヒアリングをしているんですけども、この間、キッズラインという会社の経理社長という女性の社長さん、テレビなどでもよく出ている有名な方ですが、このキッズラインの取り組みをお聞きしました。

要は、ベビーシッターの、インターネットによる仲介のサービスであります。ベビーシッター数百人を登録する。これはきちんとこのキッズライン社が責任を持って、かなり詳細な面接とか、スキルとかもしっかり面接をする。潜在保育士さんと言われる、要するに保育士だった方がかなり登録されていると聞いていますが、その登録されている方に、ふだんは御家庭でお子さんを面倒見ているけれども、ちよつときようは出かけなきゃならない日があるとか、あるいは、保育園に申し込んだけれども入れない、どうしようというような方も含めて、このインターネットのキッズラインというサービスで、実は、創業して二年間でもう五万六千件マッチングをしているそうです。この間、二年間で一件も事故は起こっていないということであります。

私は、ぜひ、こういったインターネット、ICTを活用して、今我が国で大きな問題になっている待機児童の問題、あるいは女性の働き方改革、活躍の場をもっとふやそう、そういった問題にこれは大きく資するサービスではないかなと思つて、応援したいと思つていますが、残念ながら、この経理社長によりますと、なかなか政府による支援といったものは、今のところ何もないということであります。

例えば、補助金とかそういったものもあるでしょうし、それともう一つ、これは大事だと思つたのは、この経理社長は、むしろ私たちは規制してほしいと。つまり、規制、登録とか許可とか認可とかを受けて、それによって安全なサービス

スだということをきちんと保証していただいたら、もつと利用者の皆さんは安心して使えるようになるんじゃないか、もう有象無象、たくさんあつて、安心が保たれないということではやはりサービスが進まないの、むしろ、規制もあわせてやってほしいと厚生労働省にお願いしているけれども、なかなか実現しないということでありました。

きょう厚生労働省来ていただいておりますが、このインターネットによるベビーシッターの仲介サービスについて、これを普及促進させていくという、そのための方策、何か検討されていますか。

○吉本政府参考人 お答え申し上げます。

インターネットの仲介サービスを活用してベビーシッターを利用される場合につきましても、まず、安全、安心に御利用いただけるような環境整備が必要だというふうに考えております。

このため、厚生労働省といたしましては、インターネット上の仲介サービスでありますマッチングサイトを運営する事業者に対して、遵守すべきガイドラインというのを作成いたしまして、そこには、例えば、ベビーシッターの登録に際しましては、児童福祉法上の届け出をきちんとされている方に限るといったようなことを定め、周知をしております。

あわせてまして、そうした事業者がガイドラインに適合しているかどうかの調査をいたしまして、公表するといったような事業もいたしております。

さらに、平成二十八年度からは、認可外のベビーシッター事業者に対しては、預かる子供の数にかかわらず、都道府県等への事業開始時の届け出、また年一回の運営状況の報告を義務づけておりまして、その際に、設置者及び職員に対する研修の状況、また、利用されているマッチングサービスがある場合はそのサイトのURL、これらをきちんと届け出、報告していただくということをし、適切に把握できる環境をつくつてい

こうでございます。

こうした取り組みをしながら、安心して御利用いただけるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 まさに規制というか、安全を守る、よからぬ事業者を排除しようという取り組みはそれでいいのかもしれないけれども、先ほど申し上げたとおり、私は、規制の中には、なるほど、こういう目的という活用もあるんだなと思つたのは、規制を受けている、登録されているとか許可を受けているということもPRして、他社との違いで、きちんと安全なところがサービスをどんどん広めていける、宣伝できる、そういう効果もあるの、今のこのガイドラインでは、私もガイドラインを読みましたが、やはりそういう目的には使えないですね。

現に、このキッズラインという最大手の経理社長は、やはりこれでは、何かそういったものの差別化とか、宣伝に、安心だということのPRになかなかならないので、そこはぜひ、なかなか規制をつくつてくれという要望は少ないと思ひますけれども、私は、これは理にかなつたことであり、ICTの普及にとつては非常に必要なことだと思ひますので、検討いただきたいです。

また、補助金とか助成金とかの話は一切出ませんでした。そういった制度がないからこそ、今、経理さんは大変頑張つて、そういった要望もしている。

実は、自治体ではあるんですね。幾つかの自治体で、渋谷区とか品川区とか福岡市とか、大都市が多いですけれども、しかし、これも、自治体で補助があつても、申請が非常に手間がかかつて、一回何千円というものの何割かもらうために、申請書が非常に面倒くさくて、結局はほとんどの方が使っていないというのが実態だそうなんです。

これなんかは、自治体と組んで、一人一人の利用者が一回一回申請を出さなくても補助金を受けられるような仕組みをぜひ自治体とつくるべきだということを経理社長には私の方からも提案いた

しました。

きょう、金子政務官にたしか通告していただと思うんですが、このインターネットによるベビーシッターの仲介サービス、これは、シェアリングエコノミーを所掌する、所掌はしていないんですけれども、ICTという観点から総務省もぜひ積極的にかわり、また、厚生労働省とよく話をしたいので、こういったサービスが普及されるように私はしていくべきだと。金子政務官もお子さんがいらつしやつて、同じお母さんたちの気持ちがよくわかると思いますので、ぜひそういったことをリーダーシップを持ってやっていただきたいと思ひますけれども、いかがですか。

○金子大臣政務官 委員御指摘、また御関心の高いシェアリングエコノミーであります。それによつて、個人のスキルも含めまして、地域に埋もれていたさまざまな資源を有効活用することが可能になります。近年普及しつつありますシェアリングエコノミーの中には、育児スキルを持った方の空き時間を仲介するサービスもあると承知しております。こうしたサービスが子育て支援に寄与すると期待をしております。

自治体との連携という意味で、先行的な取り組みとしましては、秋田県の湯沢市などでは、シェアリングエコノミー事業者と協定を締結し、子供の預かりや送迎にシェアリングエコノミーの仕組みを取り入れ、町ぐるみでの子育て支援に活用している事例もございます。

このような先行事例も踏まえまして、総務省としましては、シェアリングエコノミーの活用が少子高齢化などの地域の課題解決に有効と考えておりまして、他府県とも連携しつつ、シェアリングエコノミーの推進に力を入れているところであります。

具体的には、IoTの地域への普及促進の道筋を示す地域IoT実装推進に向けたロードマップにシェアリングエコノミーを推進分野の一つとして位置づけまして、自治体として、シェアリングエコノミー事業者のマッチングの場の創設であり

ますとか、シェアリングエコノミーの活用について知見を持つアドバイザーの派遣などの支援策を展開していく予定であります。

今後も、シェアリングエコノミーの活用によって、子育て支援にとどまらず、多様な地域課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

○高井委員 金子政務官は経沢社長に会ったことはありますか。(金子大臣政務官「いえ、ありません」と呼ばないですか。そうですか。

同世代というか、多分彼女の方がちょっと上だと思えますけれども、非常に頑張っている社長さんですので、ぜひ一度会って話を聞いてみていただけないかなと思います。総務大臣もたくさん所掌して忙しいですから、ぜひシェアリングエコノミーは金子政務官が先頭に立って、なかなか総務省も、各省に、内閣官房が中心にやっているんですけれども、私は、総務省がもっとやるべきだ、一つぐらい課をつくるべきだと常々言っています。

ICTというのは、時代の流れが速くて、例えば教育の情報化を一生懸命やって、総務省に教育の情報化の課が一個あります。ですけれども、やはり、ではずっとこのまま何年も教育情報化だけをやっていけばいいかというと、実は、本当に一年、二年でどんな主要なテーマは変わっていくって、私は、フィンテックとかシェアリングエコノミーとか、そっちにどんどん比重が移っていくと思うんですね。

そういう総務省の組織や人員を機動的に変えていく、これはやはり大臣や政務官、副大臣しかできないことだと思います。それぞれの官僚の皆さんは自分の与えられた職場を一生懸命やっていますけれども、では、自分の仕事よりもあっちの方が大事だと言っても、それはやはりできないわけです。それを決めるのは大臣だと思えますから、このシェアリングエコノミーは一つの課をつくるということが私はまず第一歩だと思っていますので、ぜひ考慮していただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きますが、今度はデジタルアーカイブについて質問いたします。

これは二〇一七年の知的財産推進計画という中に書き込まれて、これは本当に分厚いのでちょっときょう私は抜粋しか持ってきましたのでしたけれども。

デジタルアーカイブ、これは、先般、科学技術・イノベーション特別委員会では質問をしたんですけれども、いろいろな映像とかデジタルの情報も保存、保管しておこうという取り組みで、実は、ヨーロッパ、EUはヨーロッパというポータルサイトがあって、そこに三千万点のデジタルが所蔵されている、三千万点。ところが、日本は一番大きいのが国立国会図書館で、四十八万点です。桁が二桁違いますね。予算は、ヨーロッパに約一千億円投じてつくった。日本は、国立国会図書館は二千万円です。桁が何桁違うのかというぐらい違う。

ところが、このヨーロッパアーナという巨大なポータルサイトで、何と検索ワードはジャパンという言葉が第四位なんです。つまり、世界の人、ヨーロッパの人はジャパンというのに興味があるんですよ。興味があって検索しても、ほとんど貯蔵されていない、アーカイブされていないから全然ひっかからなくて、結局、ほとんどの情報が見られていない、こういうことが起こるわけです。

私は、いろいろな情報をデジタル化して残しておく、このデジタルアーカイブというのは極めて大事だと考えています。

特に、きょうは総務委員会、地方が持っている、地方自治体が持っているこのアーカイブの取り組み、これも、この知財計画二〇一七で記載があって、「地方におけるアーカイブ連携の促進」という項目があって、総務省と、内閣府、国立国会図書館、関係府省というふうにそれぞれ書いてありますが、それぞれ総務省と内閣府から、ここに書いてあることじゃなくて、これは二行しか書いていませんから、具体的に何をやるのか教えてください。

○時澤政府参考人 お答えいたします。

地方におけるアーカイブ連携の促進としまして、総務省で二つのサイトを構築しております。一つが、公共クラウドシステムでございます。で、各地方公共団体が保有するデータを登録し、機械判読及び二次利用可能な形で公開するサイトでございます。平成二十七年三月から観光情報において運用を開始してございます。

もう一つが、ふるさとデジタル図書館というものでございまして、各地方公共団体が、地域のイベントの動画や名所旧跡などの写真など、それぞれの地域の歴史、文化等に基づいたデジタルコンテンツを登録して公開するサイトでございまして、平成二十八年三月から運用を開始してございます。

これらの取り組みを通じて、地方ゆかりの文化情報などのコンテンツの収集や利活用を促進するというところでございます。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

分野や地域を超えて日本の知識を集約するデジタルアーカイブを構築することによりまして、教育、防災、ビジネスなどへの利活用に加えて、海外への発信機能を付加、強化することによりまして、インバウンドの促進や地方創生などに資することが期待できるところでございます。

他方、地方におきましては、アーカイブを構築するために、技術や法務などの専門知識を有するスタッフが不足しているとか、相談する相手も近くにいないといった課題が指摘されているところでございます。

このため、五月十六日に決定されました知的財産推進計画二〇一七におきましては、地方におけるアーカイブの整備を支援していくことの重要性を踏まえまして、地方におけるアーカイブ連携の促進についての項目を盛り込んでいくところでございます。

具体的には、関係機関とともに今年度開催する予定の産学官の関係者が集うフォーラムにおきま

して、地方におけるアーカイブの構築や連携に向けて、各機関の協力や連携のあり方に関する情報共有や意見交換を行うこととしております。

こうした取り組みを含めまして、今後とも、関係機関と連携しながら、分野や地域を横断した国の統合ポータル構築を目指した取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

○高井委員 今お答えいただきましたが、総務省は自治行政局がお答えだったんですね。

私、やはりアーカイブというのはICTの肝だと思っています。実は総務省も、かなり昔は力を入れていた、だんだん力を入れなくなっているんじゃないかなと私は思っています。大臣、非常に私もこだわって何度か質問していますけれども、今林政策統括官のところが所掌されていると思えますので、このデジタルアーカイブ、さっき言ったようにヨーロッパと比べると余りにも貧弱、ですけれども、これから日本がICTで存在感を示すためには非常に重要な分野だと思っていますので、ぜひお取り組みをお願いいたします。

時間になりました。ちよっとほかにも質問したかったことがあって、来ていただいた方には申しわけありませんが、以上で終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○竹内委員長 次に、緒方林太郎君。

○緒方委員 民進党、緒方林太郎でございます。きょうは、ふだんは委員ではございませんが、三十五分間、よろしくお願いを申し上げます。

きょうは、地方財政に関する質疑ということで、高市大臣と笑いのあるやりとりをさせていただければと思っております。

まず最初のテーマは、交付税特別会計における借入金の問題について質疑をさせていただきます。

もともと、地方交付税というのは、交付税特会で借金をしながらお渡しをしていたけれども、これが耐えられなくなったということで、現在、

臨時財政対策債の制度を設けている。交付税特会で借り入れをしているときに五十兆円ぐらいまで借入金が多くなり、これで耐えられなくなったというところで、平成十何年だったか忘れちゃったけれども、大体二対一で折半をして、一の部分については国の一般会計で受けるということで整理をつけたもので、現在、たしか残高は三十二、三兆ぐらいではないかと記憶をいたしております。

まず、高市大臣にお伺いをいたします。

この交付税特会に残っている借入金三十兆円、これは国の借金ですか、地方の借金ですか。

○高市国務大臣 地方の財源不足に對しましては、平成十二年度までは交付税特別会計借入金によって対応して、その償還金を国と地方で折半して負担するということになってまいりました。

平成十九年度に、特別会計借入金のうち国負担分が一般会計に承継されたところでございます。

現在の交付税特別会計の借入金残高ですが、おおむね委員がおっしゃっていただいたとおり、三十二・四兆円でございます。この三十二・四兆円につきましては、その全額を地方の負担によって返済していく必要がございます。

○緒方委員 そうなんですね。この三十二兆円については、地方の借入金であり、地方がその責任において償還をしていくことが求められているものであります。このうち、ことしの通常予算、一般会計予算におきまして、これから二〇二四年度まで返済すべき一・八兆円につきまして、今年度の予算におきまして二〇五〇年度以降に先送りをしたということがございました。理由をお伺いしたいと思います。大臣。

○富樫大臣政務官 お答えをいたします。

交付税特別会計借入金の償還については、財政規律の維持や将来の金利上昇リスクへの対処の観点から、平成二十三年に作成した償還計画に基づき、これまで着実に償還してまいりました。

一方、平成二十九年地方財政対策においては、平成二十三年度以来、地方交付税総額の確保に活用してきた前年度からの繰越金がないこと、

国税、地方税の収収は高水準にあるものの伸びが鈍化していること、消費税率引き上げの延期に伴い、予定されていた引き上げ分の地方交付税原資等が得られなくなるなど、地方団体からは臨時財政対策債ではなく地方交付税の確保について強い要望があつたことなどを踏まえ、償還計画を見直すこととしたところであります。

以上です。

○緒方委員 着実に償還してきた、しかし、繰越金もなくなつてしまつた、そして、税収が伸びてはいるけれどもかなり不十分であつたと。つまり、財源が足らなくなつたので、真水金を渡すことができなくなつたので、借金を、二〇五〇年度以降であります。二〇五〇年度以降というのは、私でももう七十七歳であります。はるか先の話です。私、これは典型的なモラルハザードだと思うんですね。

結局、基準財政需要額のところに乗せるわけでありまして、それを乗せてしまつと真水金を渡す分が減つてしまつたから、だから後世にツケ回しをして、今、真水で渡す分をふやそうとして、これ、物すごいことをやっていると私は思うんですね。

これは典型的なモラルハザードでありまして、問題だというふうに思われませんか。総務省。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

この交付税特別会計借入金につきましては、巨額であることから、その解消を第一に考える立場からは、もつと各年度の償還額をふやして、償還期間を短縮すべきであるとの指摘がございます。しかし、現実には、巨額の財源不足が生じている中で、安定的な財政運営を維持するため、毎年度の交付税総額を確保することも極めて重要な課題でございます。

一方、交付税総額の確保を第一と考える立場からは、少なくとも財源不足が発生している間は償還を繰り延べるべき、あるいは償還期間をさらに延長すべきであるとの指摘も考えられますが、財政規律の維持や将来の金利上昇リスクを考えると、できる範囲での償還努力も必要と考えております。

今回の償還計画の見直しにつきましては、この地方財政の規律を保持する観点からの交付税特別会計借入金の着実な償還と交付税総額の確保の両立を図つたものと考えております。

なお、国債につきましては六十年償還ですが、地方の負担であります交付税特会につきましては三十年償還という形で整理しておりますので、一概にモラルハザードという観点で整理しているものではないと私も認識しております。

○緒方委員 尊敬する黒田局長の言葉ではあります。これは典型的な返すのギブアップ宣言ですが、もう返さない。だって、ここから七十年間ぐら返さないのに、その後の政権が、二〇五五年、二〇六〇年に償還をさらにおくらせることにしているわけがでないじゃないですか。

これは問題だというふうに思いませんか。高市大臣。

○高市国務大臣 交付税特別会計借入金の償還につきましては、財政規律の維持やそれから将来の金利上昇リスクの対処という観点から、平成二十三年度で作成した償還計画に基づいて、これまで着実に償還してまいりました。

平成二十九年の地方財政対策においては、地方財政の規律を保持する観点からの交付税特別会計借入金の着実な償還と地方交付税総額の確保の両立を図るという観点から、この償還計画を見直すこととしたしました。

交付税特別会計借入金を見直し後の償還計画に基づいて着実に償還していくということは、何より大事だと思っております。これはもう財務体質の強化が重要でございますので、私も、歳入面では、やはりアベノミクスの成果を全国に行き渡らせて地方税収の増を図ること、それから歳出面では、国の取り組みと基調を合わせて、めり張りをつけて歳出構造を見直す必要があると考えております。

○緒方委員 しかし、規律と総額の確保、わかり

ますけれども、将来の人たちにそれを面と向かつて言えないだと思ふんですね。

実は、先ほどモラルハザードという言葉を使いましたが、なぜ私がそう思うかというと、財務省は別にこれはこれでいいわけです。一般会計は痛まないから、特別会計に押し込んであるから誰も痛まない。そして、総務省と地方自治体は借金を特別会計に押し込んだまま交付税の真水部分をふやせる、そして、その結果、苦しむのは次の世代ということになります。

よく特別会計の埋蔵金という言葉がありました。これは逆埋蔵金だと思ふんですね。特別会計に押し込んである限りにおいては誰も苦しまない、当面。それは、典型的なモラルハザードでないとさつき黒田局長は言われました。しかしながら、特別会計で置いていること自体が私は問題なのではないかと思ふ。

さらに問題なのは何かというと、先ほどこれは地方の借金だというお話でありましたが、しかし、では、地方の方はこれを地方の借金だと思つて、どうするかというと、頭の中では、それはそう、そういう仕切りになつていいると思つて、そう、そういう仕切りになつていいると思つて、そして国債で立てているこの借金を地方の借金だと思ふこと、これは難しいんだと思ふんですね。

私、制度を変えた上で、こういうモラルハザードが生じないようにすべきだと思ふに思いますが、総務省、いかがですか。

○黒田政府参考人 御指摘いただきました特別会計の負担が地方負担であるということ、これを明確にするということにつきましては、なかなか、どういう形であるという議論はあると思ふすけれども、現在の体系といたしましては、国、地方折半による財源不足ではなく、全額を地方負担の財源不足と整理して、最終的にそれが臨時財政対策債の総額でありますとか交付税総額に反映されるという形で法律で認めていただいている、そういう形をとっております。

それ以外の形というものがどういうものかという
ことについて、なかなかちよつと今は具体的な
イメージが出てこないところがございすけれど
も、いずれにしましても、昨年度四千億の償還を
いたしましたが、来年度以降、決して償還をス
トップするわけでございせん、四千億円を三
年間続けて、一千億円ずつふやして、将来
見込まれる税収増とかも含めまして一兆円ずつ返
していく、そういう形で、いろいろと御議論いた
だきました、法律としても認めていただいてい
る、そういう状況でございます。

○緒方委員 いや、地方の方々が、これは自分が
返さなきゃいけないものだというふうに本当に思
うかという、思っていないと思ひますよ。

しかも、国の差配によって、返すときが、この
年はこれぐらい返します、けれども、予算の事情
によってはこれが減りますとか、こういうことを
やっている、私は、この交付税特別会計の借入
金については、二〇五〇年度以降の数字とかを見
ていると、二〇五〇年度以降に一兆円とかいう数
字が乗ってきたりして、本当にこんなことをやる
のかというふうに思ひますので、これは問題だ
ということ指摘させていただいた上で、次の質
問に移りたいと思ひます。

次は、地方自治体が持っております基金の問
題。

これは何度も恐らくこの総務委員会でも取り上
げられたと思ひますが、財政審の方から、地方自
治体の基金残高が二十一兆円、厳しく指摘されて
おりますね。この基金の二十一兆円の現状につ
いて、それぞれ、総務大臣そして財務省、お伺い
できればと思ひます。

○高市国務大臣 各地方自治体におきましては、
今後の人口減少などによる税収見込みですとか、
社会保障として公共施設の老朽化対策などに要す
る経費の増加、また予期しない災害の発生への備
え、こういったさまざまな地域の実情を踏まえ
て、かなりの歳出抑制努力を行いながら、それぞ
れの判断に基づいて基金の積み立てを行っておら

れると承知しています。

ですから、地方全体として基金が増加してい
るというこののみをもって、地方財政に余裕がある
ということば言えないと思ひております。

しかしながら、近年、基金残高が増加してい
るということは事実でございますから、個別団体ご
との詳細な状況を把握するために、全地方団体に
対しまして、どのような考え方で基金の積み立て
を行っているのかについて調査を実施して、分析
をさせていただきます。

○三木大臣政務官 お答えいたします。

先日、経済諮問会議において、民間議員から
も、近年の地方の基金の増加についても言及がご
ざいました。また、財政制度審議会が五月二十五
日に公表いたしました「経済・財政再生計画」の
着実な実施に向けた建議」におきまして、基金
残高の増加に対する対応などについての言及がご
ざいました。

毎年度赤字国債を発行して地方交付税を措置し
ている現状を踏まえ、各地方団体の基金残
高の増加要因等を分析、検証し、国、地方を通じ
た財政資金の効率的配分につなげていく必要があ
ると考えております。

先ほど大臣からお答えございましたように、今
後、総務省において、全地方団体を対象に、どの
ような事情また考え方で基金の積み立てを行って
いるのか、調査、分析を行うこととされておしま
すので、その結果も踏まえ、今後の取り扱いにつ
いて、総務省とよく相談してまいりたいと思ひ
ます。

○緒方委員 私も、基金に二十一兆円がたまって
いることが、これが全て悪いとか、そういうこと
を言うつもりは毛頭ございせん。

その一方で、では、三十兆、四十兆、百兆、基
金が多まったと仮定しなう。そうすると、やは
りどこかで、これはおかしいんじゃないかとい
うたまり方というのがあるんだと思ひますね。
そうすると、余り基金が積み上がり過ぎると、こ
れは財政審であつたり経済財政諮問会議で、こ

れは大臣おわかりだと思ひますけれども、つま
り、これは何の議論かという、その部分は交付
税の過剰計上ではないかということで、交付税の
削減の議論につなげたいという思ひが恐らくある
んだらうというふうに思ひます。そうすると、単
に必要ですとかそういう情緒的なコメントをし
ても、多分全然たえないんだと思ひますね。

今、これから各地方自治体の分をいろいろ調べ
るということございましたが、私は、基金がど
ういう基金であれば、ある意味、過剰計上と言わ
れないような基金であるかという基準みたいなも
のをしっかり設けて、正当化されるという言い方
がいいかどうかかわかりませんが、これは正当化さ
れる基金であり、これはちよつと余り必要ないん
じゃないかなと思ひます。そう、そういう
ような仕分けを基準を設けた上でやるべきではな
いかと思ひますが、総務省、いかがですか。

○富樫大臣政務官 各地方自治体が財政運営にお
いて考慮すべき事項は地域の実情に応じてさまざ
まであるため、国において、地方自治体の基金残
高の限度について一律の基準は設けていないこと
であります。

以上です。

○緒方委員 いや、私は別に、上限がどうだとか
そういうことではなくて、性質として、こうい
うのはいい、例えば、将来的にプロジェクト性が
はつきり決まっているものと、そういうものに
積み立てていくというのは長期的な地方財政の観
点からあつていいと思ひます。当然です。しか
し、そうでなくて、何となく将来に対する漠然と
した不安でためているものについては、やはりこ
れは財務省の方から厳しくやられると思ひます
ね。

別に、額がどうだとかいうことを言っているん
じゃないんです。そういう仕分けをすべきではな
いかというふうに言っているんです。総務省。

○黒田政府参考人 ただいま政務官の答弁がござ
いましたように、一律の基準は設けておりません
が、今回の調査の中で、特に今御指摘いただいた

のは財政調整基金にかかわる問題だと思ひてお
ります。ですから、例えば、それぞれの団体にお
きまして、標準財政規模であるとか、予算である
とか、それから決算規模であるとか、あるいは過
去の取り崩し額であるとか、何か基準を持つてや
っているかどうかということもあわせて確認いた
しまして、その中で、どういふふうな考え方で整
理されているか、あるいは、将来、中期的にこれ
から基金を積み立てる予定があるか、あるいは取
り崩していく予定になつていくのか、そういうこ
とも含めて対応させていただきたいと考えており
ます。

○緒方委員 この基金の話をする、結構報道と
かを見ておきますと、またあの三位一体改革の
きのように交付税をがさつと切られるんじゃない
か、そういう不安があるみたいなコメントが報
道で出てくるんです。

つまり、基金をためるというのは、その要因の
一つとして、地方交付税制度の将来について不安
があるからではないか。またどこかでやられてし
まったときに、ある程度持つておかないとやば
いことになるというふうに思ひているからでは
ないかと思ひますね。

地方交付税制度の信頼性をしっかりと総務省の
方で確保していけば、こういうことはなくなつて
いくんじゃないかと思ひますけれども、大臣、い
かがですか。

○高市国務大臣 地方交付税を含めました地方の
一般財源総額につきましては、一定期間は実質
的に同水準を確保するという方針を閣議決定して
おります。これは明確にしています。

今後とも、一般財源総額に対する予見可能性
というものは高めて、地方自治体が計画的かつ安
定的に財政運営ができるように取り組んでまい
ります。

○緒方委員 それでは、質疑を移していきたく
思ひます。

次は、都道府県の減債基金についてお伺い
いたします。

きょうは、私が二年前に提出して戻ってきた質問主意書答弁がございしますが、これは、地方交付税のうち臨時財政対策債の償還額と減債基金を含む元利償還額の関係について質問したものであります。

交付税の中で借金返しのためにこれを使つてくださいねという、それぐらいの額、そういう目的で割り振った額よりも、実際に積み立てているもの、償還に充てたものの額が、そっちの方が少ない。事実上、交付税、普通財源ですので、もうかつている地方自治体がどういう自治体ですかというところで質問をしたら、結構な地方自治体がその中に書いてあると思いますが、出てきています。

こういう差額が出ることについては、それ自体は問題ないということでしょうか。黒田局長。

○黒田政府参考人 臨時財政対策債の償還条件につきましては地方団体ごとにさまざまでありまして、地方交付税における基準財政需要額への償還費の算入につきましては、これはできるだけ地方債の元利償還金の算定を簡素化したいという地方団体の意見もございまして、平均的な償還条件をもとにした理論値で行っております。

このため、ある時点における実際の元利償還額と交付税の基準財政需要額への算入額とを比べましたら差が生じるものでございますが、トータルとしてはほぼ均衡するものでございますので、計画的に減債基金の積み立てを行い適切に償還財源が確保されていけば、問題ないというふうに考えております。

○緒方委員 全体として均衡しているんですね。それは今初めて伺いをいたしました。

地方自治体によっては、地方交付税の基準財政需要額に入れるときの基準というのは、二十年債対三十年債の割合が二対一であることを条件に、この簡素なモデルというものができ上がっています。

そうすると、二十年債よりも三十年債の方の割合

合が多い自治体になればなるほど、二十年債の場合には減債基金に積み立てる額が毎年五％でありまして、五割ける二十で一〇〇ですので。三十年債になると三・三％であります。三十年債の比率が高まれば高まるほどこういう差額ができて、いわば、もらっている額よりも実際に積み立てる額の方が少ないという自治体が出てくるわけですが、こういう自治体が生じることとは問題ないということでしょうか。黒田局長。

○黒田政府参考人 お答えいたします。繰り返しになりますが、ある時点における実際の償還額と理論値で算定したものについては差額が生じるものでございますが、計画的に減債基金の積み立てを行い適切に償還財源が確保されていれば、問題がないというふうに考えております。

○緒方委員 そうすると、まさにさっき言った二十年債と三十年債の割合が各自自治体によって違うわけですが、全国一律のモデルで二対一としていたものが、地方自治体によっては、結構、もらっている額に余りが出るところが出るわけでありまして、逆に、そうでない、仮に多分二十年債が多い自治体になると、実際にもらっている額よりも減債基金に積み立てている額の方が多いということになるわけでありまして。

やはり地方交付税、全体、一括でもらっているもので、そこは余りミシン目を切り分けることはよくないと言えはよくないのかもしれませんが、ただ、例えば、差額が出て、もうかつていたという表現がいまいかどうかわかりませんが、差額が出ている自治体なんかは、その差額が出た分は望むらくは早期償還に充てるべきだという考えでは、それですらないということですか。黒田局長。

○黒田政府参考人 差額につきましてどのように扱うかにつきましては、それはそれぞれの自治体の御判断という面があると思います。

ですから、ある程度決算上の剰余金が発生する見込みになるとなれば、それは当然繰り上げ償還に使う財源に使うというの、それぞれの団体の

判断ではあるというふうに考えます。

○緒方委員 地方自治体の要望によって、できるだけ簡素な基準によってやっているとこののは、これはわかります。ただ、地方債の構成の仕方によって、差額が出るところ、逆差額が出るところ、結構出るわけですね。

そうやって考えていくと、正しくこの件を基準財政需要額とかなんとかに計上し、そして地方に正しく償還する分をお渡しするというところからすると、これは先ほど言われた地方自治体の要望とは反するかもしれないけれども、もう少し各自自治体ごとの状況を見きわめた上でこの配分の比率を考えた方がいいというふうには考えられませんか。黒田局長。

○黒田政府参考人 御指摘のように、できるだけ実際の償還額に近づけるという方法をとろうと思いましたが、例えば災害復旧事業債のように、現実の償還額を追っかけて、それに九五％算入する、そういうやり方があるかと思えます。

ただ、これをやりますと、それぞれの地方団体、その台帳管理、非常に手間がかかりますので、発行額の理論値でやつてもらいたいということとを踏まえてやっております。

二十年債、三十年債でございますが、長い目で見ますと、最終的な元利償還額の合計につきましてはほぼ均衡いたしますので、トータルしますと、そこは問題が発生しないというふうに考えております。

○緒方委員 ちょっとこの件は、今、答弁をもう一度精査させていただいて、またどこかで質疑をさせていただければと思います。

そして最後、これは高市大臣もよく御存じのお話だと思いますが、地方消費税の清算基準の話について質疑をさせていただきたいと思えます。

地方消費税というのは偏在性が少ないというのは、これはほかの地方の法人税等々に比べれば偏在性が少ないわけでありまして、ただ、その一方で、よく見ていくと、それなりに偏在性があるなと思うこととございます。

特に、一人当たりの税収額の指数が悪いのは、私、見てみましたら、茨城、埼玉、千葉、神奈川県、三重、滋賀、兵庫、奈良、これらの県であります。今、皆様方、聞かれてわかったと思いますが、大都市圏の周辺にある自治体であります。

これらの自治体の税収額の指数が悪いというか低いのは、恐らく、例えば東京の周辺の自治体であれば、東京で購入をして、自分の住んでいるところに戻って消費をしている。その消費の分はどこに計上されているかというと、東京に計上されるわけです。その消費に基づいて地方消費税が割り振られていくので、結果として、東京に厚く地方消費税の額が割り振られるというようなことが生じる。これは、大阪の周辺であつても、例えば滋賀、兵庫、御地元の奈良も含めて低いというのは、恐らく、大阪、京都での消費が多いということ。

この清算基準が、結果として、本来消費をしている、消費税ですから、自分の住んでいるところで消費しているんだけど、その消費したものはどこで乗っているかというと、大都市圏で乗っている。例えば、アマゾン・コムで物を買えば、アマゾン・コムの本社で消費が乗る。けれども、消費しているのは、例えば私であれば福岡県北九州市であり、大臣であれば奈良だと思えます。

これを見直すということも、これまでもやってこられたことはよくよく存じております。平成二十七年、二十九年とそれぞれ、ことしも見直してこられたことはよく知っておりますが、本質的な地方創生だと私は思うんですね、これを見直すということ。

まさに、本来落ちるべきところに落ちる消費税が現在落ちていないということを見直すということとは、これはとても重要なことではないかというふうに思いますが、まず総論として、大臣、いかがですか。

○高市国務大臣 消費の分布をより正しくあらわすように見直していくということは、御指摘のと

おり、とても重要な課題だと考えております。例えば、大都市周辺部での家庭用品などの持ち帰り消費についても、これは小売分野に係る一つの論点として、今年度設置しました検討会において、検討の対象になると考えております。

しっかり地方の御意見も伺いながら、清算基準のあり方を検討してまいります。

○緒方委員 それで、平成二十七年年度には、情報通信、旅行業等については除外をした。人口とか従業員比率でこれまで割り振っていたのを、人口、従業員の比率を見直したとか、今年度については、通信、カタログ、インターネット販売等を除外したとか、いろいろな見直しを行っていきすが、根本的な疑問として、この清算基準を見直すときのデータが、実は商業統計等の供給サイドのデータを使ってやっているということではありません。

供給サイドのデータを使うから、だから、東京とかそういうところで購入したものがそこで計上され、消費税を最後に清算するときに東京に乗ってしまうということがあるんですが、何で家計調査等の需要サイドのデータを使ってやらないんですか。総務省。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

地方消費税の清算基準として用いる統計は、地方消費税は多額の税収でございますので、その帰属を決定することになりますので、関係者が合理的であると納得できるものであることが必要でございます。

こういったことから、現行制度では、都道府県別の消費を的確に捉えるために、全数調査である、今御指摘ありました供給側、売り上げ側の統計を利用しているところでございます。

ただ、この統計につきましても、先ほども御指摘にあったアマゾンのような話がありますけれども、やはりそのまま使ってはどうかまずかろうといったような、統計データが消費地とずれるようなことになるようなものにつきまして、これは、その業種等を除外して清算基準を算定するという

対応を行ってきております。

御指摘の需要サイドの統計データでございますけれども、確かに、需要サイドできちっとこればいいんですけれども、例えば、需要サイド統計につきましてサンプル調査を用いますと、サンプル数が少ないような場合は、抽出されたサンプルの消費動向に偏りがあると影響が大きいですし、あるいは、調査時期が限られていますと、その時期によりまして消費動向に偏りが生じたりする、そういったおそれがあります、それが、先ほど申し上げたような、大きな税収を左右してしまうという課題がございます。

それから、消費者側の統計は住所地に数値が計上されるため、今度は通勤先とか旅行先などの住所地外で実際に行った消費の額が反映されなくなるといった課題もありますので、現在は、先ほど申し上げたとおり、全数調査であります供給側、売り上げ側の統計を利用しているところでございます。

○緒方委員 例えば商業統計とかは全数調査であるという話ございましたが、これは経済産業省にお伺いをいたしたいと思っております。

今、統計改革の中で商業統計等の見直しをしていて、これから全数調査ではなくてサンプル調査の方に切りかえていくというふうに理解をいたしておりますが、経済産業省、いかがですか。

○吉村政府参考人 お答え申し上げます。

本年一月に設置されました統計改革推進会議におきまして、GDP統計の精度向上に向けた検討等がなされ、今月十九日に最終取りまとめが行われたところでございます。

その中で、GDP統計の精度向上に資するため、GDP年次推計のための一次統計に主として用いられております商業統計につきましては、商業マージンなどを毎年把握できますよう、調査項目を重点化した上で、現行の実質五年に二回の調査頻度から、平成三十一年度からになります、毎年実施に変更することとしております。

より詳細な調査計画につきましては、今後、有

識者等をメンバーとする研究会を開催しまして、具体化を図っていくこととしておりますが、調査頻度が増加することを踏まえまして、調査対象者の負担の軽減に配慮するとともに、調査の効率化あるいは早期公表の観点から、御指摘がございました点につきまして、調査対象数について、これまでの全数調査から標本調査に変更し、また、調査経路につきましても、国直轄による民間事業者を活用した調査の実施を念頭にしているところでございます。

○緒方委員 今言ったとおりです。サンプル調査だから精度が低いとか言われましたけれども、今使っているデータだって、これからサンプル調査に変わっていくんです。

なので、私は、これは指摘にとめさせていただきますけれども、需要側のデータに基づいてやるべきだということ、これを強く申し述べたいと思っております。

実は、今の清算基準のところでもちよつと疑問があるのが、従業員の数というものが清算基準の中に入ってきているんですね、比率はほとんど下がっていつていますけれども、なぜ従業員の数を地方消費税の清算基準の中に入れてるんですか。これは総務省。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

現行の基準は、各都道府県ごとの小売とサービスに係ります統計データを基本としつつ、その統計で把握し切れない部分につきましては、人口と従業員数を用いて補完する仕組みとなっております。

人口と従業員数を用いておりますのは、一つは、最終消費の場所を把握する上で、消費者側と供給者側の双方からのアプローチを組み合わせるという考え方に基づいております、人口は小売の分布と、それから今まさに御指摘があった従業員数につきましてはサービスの分布とおのの相関度が高いと考えているところでございまして、こうした制度の経緯から現状のような形になっているところでございます。

○緒方委員 余りびんとこなかったんだけれども、また後で答弁を精査させていただきたいと思

います。

もう一つ疑問なのが、清算基準の中で、例えば、商業統計とか、あと経済センサスのサービス業対個人事業収入額とかそういったものの経済指標が全体の七五パーなんです。それ以外のところで、人口が現在一七・五％、そして従業員七・五％ということになっていますが、実は人口と従業員のところは、ずっと比率を、最近人口の方に寄せるようにやっています、全体の、経済指標のところ七五％、残りのところ二五％というのは、全然、全く動きがないんですね。何で七五％に固定されているのかというのが、まずこれが一つ問い。

もう質問時間もないので、あとまとめてやらせていただきます。

何をもって最終消費とかというものは、経済の統計を用いても、最後は物すごいミクロのところ落ちていくんだと思います。スライス・バイ・スライスの議論になると思います。そうすると、今、人口の比率というのは全体の中の一七・五％ですが、地方団体から、この人口の比率をぐつと伸ばしてほしいという要望は結構上がってきているはずであります。

一番平等なのは、実は人口をベースとした基準で地方消費税の清算を行っていくことが方向性としては正しいのではないかと思います、最後の質問であります。総務省。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

まず最初に、七五％の件でございますけれども、地方消費税の制度創設時におきまして、消費税の課税対象取引の総額、これは消費税の額から逆算していくと数字がつかめるわけですから、課税対象取引総額が二百六十兆から二百七十兆程度と見込まれた一方で、先ほど来お話に出てくる小売とサービスの売上統計の方の総額が二百兆程度であったということで、その割合に従って、地方消費税総額の七五％、これは売り上げの

統計データを用いて、そして、つかみ切れない残りの二五%につきまして、それを補完する形で、人口と従業者数によって清算を行う、こうしたところであります。

実は、これは直近の平成二十六年度の商業統計データで更新した後で同じように計算しまして、依然として七五%程度となっておりますので、七五対二五という構造が変更されてきていないということがございます。

そういった中で、残り二五につきまして、人口と従業者数というところのシェアが変わってきているわけですが、これは、それぞれ先ほど申し上げたような相関が深い、そういったいわゆる小売とサービス、こちらの方が、つかめている商業統計の中でシェアが変わってきていますので、補完する側の方でこちらの方をカバーした、こういうことで二五%部分のシェアが変わってきているということでございます。

それから、公平性という意味では人口が一番いいんじゃないかという御指摘でございますが、御指摘のとおりで、最終消費の地域分布をあらわすものとして、人口が重要な要素であるというふうには当然考えているわけでございますけれども、消費ということになりまして、人口数のほかに、所得の水準とか、あるいは来訪者の地域内消費の多寡などによって影響されるということも考えられますので、適切な基準として、人口のみでなく、今のような形で定めてきているところであります。

先ほど御指摘があったように、与党の税制改正大綱あるいは知事会の提言などで人口をより重視する方向性が述べられているということも踏まえまして、先ほど大臣から答弁ございました検討会におきまして、理論面、実務面を含めて丁寧に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○緒方委員 終わります。

○竹内委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

この間、財政制度審議会や経済財政諮問会議において、地方財政が審議されています。この六月にはいわゆる骨太の方針も示され、そして、集中改革期間後の経済・財政再生計画においても地方財政の行方が定められていく等々のこうした議論についても、私、重大な関心を持って今見ているところでございます。

きょう、金子議員からも今の緒方議員からも基金の問題がありましたけれども、私も、基金の問題、それから地方交付税のトップランナー方式について質問をしたいと思っております。

今月十日に開かれた財政制度審議会における地方財政の提出資料では、自治体の基金現在高が上昇していることを挙げて、次の指摘をしています。「毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要がある。」

そして、十一日には経済財政諮問会議が開かれました。エコノミストの高橋議員は、積立基金残高二十一兆円というのは、新たな埋蔵金と言われかねない状況ではないかと述べ、経団連会長の榊原議員は、国から地方交付税を受け取りながら基金をため込むのはおかしい、必要額よりも多く交付税を受け取っているのではないかと述べました。

そこで、財務省にお尋ねします。

財政制度審議会と論旨の流れは軌を一にしているように見られるわけでありませうけれども、この民間議員の主張、指摘と、財務省は意見を同じ立場にしますか。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、先日、五月十一日の経済財政諮問会議におきまして、民間議員の提出資料においては、近年著しく増加している地方の基金について、その背景、要因を把握、分析し、説明責任を果たすべきこと、国、地方を通じて財政資金の効率的配分に向けて改善方策を検討すべきことの

旨の提案がなされていると承知しております。

また、財政制度等審議会が五月二十五日に公表いたしました「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議においては、毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国、地方を通じて財政資金の効率的配分につなげていく必要がある旨、記載されているところでございます。

このように、経済財政諮問会議民間議員の提案においても、財政制度等審議会の建議においても、まずは、基金残高の増加要因等を分析、検証することが必要としている点について共通点はあつたものと承知しております。

ただ、基金増加の要因やそれへの対応策について、現在、特段の方針が決定されているものではないと承知しております。

いずれにせよ、今後、総務省において、基金についての調査、分析が行われるというふうに関心しております。その結果も踏まえて、今後の取り扱いについて総務省とよく相談してまいりたいと考えているところでございます。

○田村(貴)委員 ちよつと聞きたいこともあるんですけれども、総務大臣にお伺いします。

大臣もこの経済財政諮問会議に議員として出席されていて、民間議員の発言はお聞きになったというふうには思いますけれども、全体として基金がふえているのは地方交付税を余計に受け取っているという、この指摘についてはどういうお考えでしょうか。

○高市国務大臣 経済財政諮問会議の場でも反論させていただいておりますので、また追って議論が起きたときにもごらんをいただけたらありがたいと思うのですが。

地方交付税総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本としながら、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入歳出の見積もりに基づき決定されております。

この地方財政計画は、地方団体が法令で義務づけられた事務事業やその他地域住民の福祉を増進させるための行政を国が期待する水準で実施できるようにということで、地方財源を保障することの役割を持つものでございます。

地方財政計画の今申し上げましたような役割を踏まえて、客観的に推測される標準的な水準における歳入歳出総額の見込み額を計上するというところによって、地方交付税総額は決定されております。よって、地方交付税総額が過大であるということとは考えておりません。

○田村(貴)委員 私もそう思います。それで、まさに基金の現在高をもつてして地方交付税を取り過ぎていくというのは、これまた筋違いな議論だと言わざるを得ません。

そこで、総務省にお尋ねしますけれども、地方自治体の基金の現在高が増加傾向にある、この傾向についてはどのように見ておられますか。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

現段階では、まだ抽出した団体からの内容でございませうけれども、それぞれの自治体におきましては、今後の人口減少等による税収見込み、あるいは社会保障、公共施設の老朽化対策等に要する経費の増加、また予期しない災害の発生への備えなど、さまざまな地域の実情を踏まえて、歳出抑制努力を行いながら、それぞれの判断に基づき基金の積み立てを行って、その結果として、全体として基金が増加している、そういう状況であると認識しております。

○田村(貴)委員 基金の積み増しにはそれなりの事情がある、理由があるということでもあります。再度お尋ねしますけれども、その自治体の基金について、地方自治法上それから地方財政法上に、国が指図をしたり、あるいはその額について指導をしたというような規定はあるんでしょうか。また、そうした行為を総務省はとられたことがありませんか。

○黒田政府参考人 地方自治法上あるいは地方財政法上、今御指摘いただきましたように、地方自

治体に指図をするような規定はございません。

ただ、一般的な財政運営の一環といたしまして、総務省におきましても、これまで、それぞれの地方自治体の基金につきましては、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、適正な管理運営に努めるよう通知しております。これはあくまでも、地方自治法第二百四十五条の四第一項に基づく技術的な助言に基づいて行っているものでございます。

○田村(貴)委員 その自治体が基金を備えて、また積み増しするには、黒田局長の先ほどの回答、いろいろな事情ですね、税収不足、災害対応、それからインフラの老朽化等々あるんですけれども、それに加えて、歴史的には三位一体の改革というのがあるわけです。

三位一体の行財政改革によって地方交付税が大幅に減少し、そして自治体は苦境に至ったという痛みの経験があります。また、合併したところでは、合併特例債の算定がえの期限を迎えて負担がふえている。そうしたところから、住民サービスを持続向上させるために基金を確保しているところもあるわけであります。

財務省、総務省からする説明があつたと思うんですけれども、こうした自治体にとっての事情や必要性を理解した上で、交付税のあり方について言及されている、そういう主張をされているんでしょうか。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

私どもも、地方団体の基金につきましては、社会保障関係や公共施設の老朽化対策等に対して今後見込まれる財政需要の増加、それから合併による特例措置の終了による交付税の減少への備え、あるいは行財政改革による節減など、積み立ての理由には団体ごとにさまざまな事情がある、このように認識しているところでございます。

ただし、個別の自治体がどのような考え方で基金の積み立てを行っているのか、全般的な調査は行わないと承知しており、今般、総務省におい

て調査、分析を行うこととされていると聞いております。

この総務省が行われます調査、分析の結果も踏まえまして、今後の取り扱いについては総務省とよく相談してまいりたいと考えているところでございます。

○田村(貴)委員 もう一点お伺いしますけれども、財務省。

その民間議員は、基金は埋蔵金であるとか、それから必要額よりも多く地方交付税を受け取っている、こういう御認識なんですけれども、財務省、先ほどは基本的には同じ立場と言いましたけれども、この発言においても同じ立場をとられますか。交付税を必要よりも多く取っていると。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

交付税総額につきましては、毎年度、財務省、総務省の間で地方財政の折衝を行ひまして、最終的に地方財政計画として適切な額を計上しているところでございます。そういう意味で、総額について過大となっているというふうに認識はしてございません。

ただし、基金の積み上がり方につきましては、それぞれ、各団体区々でございます。大きく積み上がっている団体もあれば、そうでない団体もあるというところで、その区々の状況をよく分析して、効率的な財政資金の配分になっているかという点については不断の見直しが必要なのではないか、かように認識しているところでございます。

○田村(貴)委員 災害対応で自治体の基金が存在し、積み増ししているところがあるんですけれども、その典型が去年四月に起こった熊本地震であります。

災害発生後、熊本県の基金はゼロになった時点もありました。震災による緊急の支出で使い果たして、そして、県としては今積み増しをしている最中だというふうにも伺っています。

百六億円、去年年度当初にあった基金は、応急仮設住宅の建設、被災した中小企業の施設への支

援、道路や河川などの復旧整備に充てられたということでもあります。発災直後、国の支援スキームが不透明な中で、基金は復旧とそれから被災者の支援に重要な役割を果たしたと思うわけであります。

こうした経験から、やはり不測の事態に備えて、災害が多発している、だから財政を工面して基金を確保するというのは、これは自治体としては当然の成り行きのことだと思ひます。見解を求めたいんですけれども、時間がないので次に進みます。

そして、この当然の流れの中において、総務省も、それから高市大臣も、全国の基金の調査をされるというふうに言われました。

そこで、提案をさせていただきたいと思ひます。

例えば、被災自治体における基金がどのように流れていたのか。一つ目、被災自治体の基金が、先ほど言いましたように、どのような役割を果たしたのか。二つ目、基金が枯渇するような状況からどうやって回復をさせていたのか。三番目、国が補正予算を組んで、復興基金を熊本県に創設しました。この復興基金が熊本県の自治体の基金にとつてどういう作用を及ぼしたのか。

こうしたところはぜひ調査をしていただきたいというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○黒田政府参考人 今御指摘いただきましたが、今回の調査といたしましては、財政調整基金、減債基金及び特定目的基金の残高の推移、それから、それぞれの今後の増減見込み、財政調整基金の積み立ての理由、積み立ての考え方、特定目的基金の使途等を調査するものでございます。

御指摘のとおり、地方自治体は災害に備えて基金を積み立てる場合もあることから、調査におきましては、財政調整基金につきましても、積み立ての理由として災害を念頭に置いているかどうか、また、積み立ての規模の考え方や目安としまして、災害等に際しての過去の取り崩し実績から必

要と考えられる額を勘案しているかどうかを選択肢に入れております。

また、特定目的基金で防災対策や災害対応のための基金が設けられているかどうかにつきましても、調査項目に入れて、全体として調査を行いたいと思ひております。

その中で、必要がございましたら、先ほどの個別の団体の状況につきましても調査をさせていただきますと承知いたします。

○田村(貴)委員 この項で、最後、高市大臣にお伺いします。

基金のあり方とかそれから基金の使途については、これは自治体が決めることであります。そして、その現在高等々を含めて適正があるかどうかについての判断は、まさにその地方の議会が決めること、判断することであり、住民がまた判断することであると思ひます。違うでしょうか。

その現在高が多いと断定し、だから交付税を減らせと言わんばかりの主張は、これは極めて乱暴な議論だと言わざるを得ないと思ひます。

大臣、反証すべきだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 地方自治体の基金について、どのように積み立てて、どのように取り崩すかということは、議会において、予算審議の中で議論が行われ、また年度終了後の決算について審議されるものでございます。こうしたプロセスを通じて、議会や住民の皆様に対する説明責任が果たされております。

各地方自治体におきましては、議会や住民の皆様に対する説明責任を果たしながら、それぞれの御判断に基づいて基金の積み立てを行っていただいております。ですから、地方全体として基金が増加していることをもって地方財源を削減することは妥当でないと考えております。五月十一日の経済財政諮問会議においてもしっかりと主張させていただきました。

○田村(貴)委員 自治体の実情とそれから基金の意義をわきまえない、そうした議論にはしっかりと

対峙をしていただきたい。そして、地方自治体の自立性、自主性を尊重することを強く要求したいというふうに思います。

引き続き、トップランナー方式の導入についての質問をします。

財政制度審議会に資料が提出されたんですけれども、トップランナー方式の検討とされていない業務の一例として、また新たに十業務が挙げられています。

総務省に伺います。

総務省は、これらを対象にしてトップランナー方式の事業を拡大していく立場にあるんでしょうか。

○黒田政府参考人 トップランナー方式につきましては、多くの地方団体で民間委託等の業務改革に取り組んでいるものについて導入してきたところでございます。平成二十八年度は、本庁舎の清掃、情報システムの運用等の十六業務に導入しました。

今後は、現在作業中の平成二十九年度普通交付税の算定におきまして、新たに、青少年教育施設管理及び公立大学運営の二業務につきまして導入を行いますとともに、窓口業務について、業務改革の進捗状況等を踏まえて、引き続き検討を行っていくこととしてまいります。

このことにつきましては、今月十一日に開催されました経済財政諮問会議における総務大臣の提出資料でも明確に記しているところでございます。

また、財政制度等審議会の建議におきましては、トップランナー方式の対象業務の基準財政需要額に占める割合がわずかであることを理由として、対象を拡大すべきとされておりますが、交付税法において算定方法が定められております基準財政需要額は、法令等で国が基準を定めている経費や産業振興、地域振興に係る経費等、トップランナー方式になじまないと考えられる経費が多くを占めておりまして、そのような議論につきましては、現行の交付税法の趣旨からいっても

精査をする必要があると思っております。

十業務につきましては、その内容等につきましてよく精査をした上での判断になると思っております。現段階でトップランナーの検討ということとは考えておりません。

○田村(貴)委員 拡大の検討はないということですよ。

それから、今なじまないといわれている図書館、博物館、公民館、児童クラブ、学童館等についても、まだ導入されていない業務として財務省からは資料が提出されています。

この四業務の判断については変わりはありませんよ。確認です、大臣。

○高市国務大臣 田村委員がおっしゃっていた四業務については、業務の性格、地方団体の御意見、業務改革の進捗などを踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとしております。現時点においても、トップランナー方式をすぐに導入できる状況にはないと考えております。

○田村(貴)委員 はい、わかりました。

財務省からの新たに十個ぐらいの提案の中に、見て驚いたんですけれども、児童相談所とか婦人相談所施設管理までも入っているわけでありまして、これは、子供の虐待とかネグレクトから子供たちを保護する児童相談所、それからドメスティック・バイオレンスなどから女性や母子等々を保護する施設、こうした深刻な相談とか事案に対応する施設さえも効率性を求め、アウトソーシング化につなげていこうという議論は、私は本当にひどい提案だというふうに思うわけでありまして。

トップランナー方式は、自治体業務を民間委託などして削減した経費水準を標準として、単位費用に反映させるものであります。その単位費用が縮減されれば、地方交付税が減らされるということになるわけでありまして。対象の拡大などは論外であります。トップランナー方式はやめるべきであります。そのことを指摘して、きょうの質問を終わります。

以上です。

○竹内委員長 次に、梅村さえこ君。

○梅村委員 日本共産党の梅村さえこです。

きょうは、スタートまで一年を切った来年四月からの国保の広域化、都道府県単位化について質問いたします。

何が変わるのか、国保税額はどうか、住民の皆さんの不安は大きく、頭を抱える自治体も少なくありません。それは、国保税を住民から集めるのはこれまでどおり市町村ですが、今後は国保財政の運営は都道府県となり、都道府県が市町村に納付金の額を提示して、市町村はその納付を求められると同時に、参考値として各市町村ごとの標準保険料率が示され、それに基づき国保税額を決めるという新しい仕組みになっていくからです。

その納付金、標準保険料率の試算が昨年からことしにかけ各都道府県で行われ、北海道、埼玉、三重、滋賀、大阪府などでは結果が公表もされましたが、私の地元の埼玉では大きな衝撃が走っています。

試算結果が資料一にあります。

埼玉ではこの間二回の試算が行われ、いずれも現行の国保税より大幅な値上げ、しかも、一回目より二回目にはさらに高額となりました。この資料の表のBのところ、つまり、保険税軽減適用後の現在の一人当たりの国保税額です。そして、Dの新制度一人当たりの保険税が広域化後の国保税額です。この差がつまり住民の皆さんにとっては引き上げの額となるわけです。

埼玉において、六十三市町村ありますが、多い順に少し御紹介しますと、小鹿野町が、現在一人当たり六万一千二百九十九円から十三万四千六百三十三円へと二二〇％の引き上げ。私が住んでおります蕨市ですが、七万一千五百八十九円から十四万一千八百六十六円へと一九八％の値上げ。お隣の戸田市も、八万七千四百四十六円から十六万九千七百九十四円へと一九五％など、引き上げで二倍前後になっています。また、さいたま市や川口市なども

一・四倍で、この表を見ていただいてもわかりますように、多くのところで値上げというふうになっているわけです。

埼玉以外も、例えば大阪府も、試算額のトップは豊能町で、現在の十三万六千八百九十一円から十五万九千八百一十一円になり、府全体の平均でも、十二万二千五百六十六円から十三万二千六百八十七円への増加となる試算となっています。住民の皆さんお一人お一人にとっては大変大きな影響額になる可能性があります。

そこで、まず厚労省に確認しますが、そもそも国保の広域化は、こうした国保税の大幅な値上げを住民に強いていくものになつていくのかどうか。

塩崎大臣は、二〇一五年四月十七日の厚労委員会を初め、繰り返し、我が党の議員の質問に対し、国保の広域化は、国保の財政基盤を強化し、そして国保の保険料水準を抑制していくということ、国保料を納めやすい環境を整えていくというふうな考えでいくと答弁されてきたと思えます。

納めやすい環境を整えていくというふうに導入の際繰り返し御答弁されていたのに、こういう試算結果が出ているのを見ると、本当に大丈夫なのかという不安の声が上がっても当然だと思いますが、この点、答弁との関係でどういうふうにお考えでしょうか。

〔委員長退席、坂本(哲)委員長代理着席〕

○谷内政府参考人 お答えいたします。

平成三十年度に予定されております市町村国保の都道府県化でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、都道府県が財政運営の責任を市町村とともにきちっと見る、さらに、市町村国保そのものは財政基盤が弱いということ、さらに公費を拡大して財政基盤を強化するために行ったものでございます。

先ほど議員がおっしゃいました、埼玉県の保険料についての試算結果の御紹介がございましたけれども、三十年度以降の市町村ごとの保険料水準

のあり方につきましては、各都道府県が市町村と協議を進めた上で決定するものになっております。

御指摘の試算につきましては、保険料水準のあり方の検討に向けまして各都道府県が実施しているものでございますけれども、例えば、平成三十年度に新たに投入される千七百億円の財政支援の効果が反映されていないとか、さらには収納率も厳し目に見えている、そういったことでかなり厳し目に試算されておりますので、現段階では数字は未確定のものであって、幅を持って受けとめる必要があるというふうに考えております。

今後、各都道府県におきまして、試算結果も踏まえて市町村と十分に協議を行いまして、激変緩和措置も幾つか用意されておりますので、保険料水準の大きな変動が生じないような措置も講じつつ、地域の実情に応じて適切な保険料水準のあり方が決定されていくものだというふうに考えております。

○梅村委員 私、塩崎大臣の国保料を納めやすい環境を整えていくために広域化するんだという答弁との関係で聞いているので、改めてこの点についてしっかり答えていただきたいと思っておりますし、各都道府県の試算についても、勝手にやっているわけじゃないと思うんですね。

昨年十月に、厚労省から各都道府県に対し事業費納付金標準保険料率簡易計算システムが送付をされ、昨年十一月末に第一回目、一月末に第二回目の試算が厚労省に提出されることになった。そういう経過もあり、各県は別に勝手に試算しているのではなくて、そういうシステムなんか利用しながらやっているわけで、他人事みたいになんか試算を言うのは間違っているというふうに私は思います。

再度確認したいんですけど、さっき、埼玉の場合は平成三十年から入る一千七百億円が入っていないというようなこともありましたが、そういうことも踏まえつつ、そういうのが入れば、そして、塩崎大臣の答弁にあるように国保料を納めや

すい環境を整えていくということになりますと、今後、さまざまなそういう投入も含めてこの値上げというのは、住民から見たら納めやすいものに保たれていくのか、こんな負担増というのは起こりつこないというふうに厚労省として考えているのか、その点を御答弁いただきたいと思っております。

〔坂本哲〕委員長代理退席、委員長着席

○谷内政府参考人 お答えいたします。平成三十年の市町村国保の改革でございますけれども、まず、保険料につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、都道府県が標準的な率を示した上で、それを参考にして市町村が各市町村ごとの保険料率を決めるということで、従来よりもきちっと見える化をした上で、例えば、医療費水準が多い場合はもう少し医療費の削減のインセンティブがきく、そういったことも期待できるのではないかとこの改革でございます。

今、議員がおっしゃいました、平成三十年度になれば本当に保険料はどうなるかという御質問でございますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、平成三十年度に新たに投入される千七百億円の財政支援の効果は今後の保険料の計算の中にまた組み込まれてまいりますし、また、さまざまな激変緩和措置も用意されておりますので、そういったものを勘案しながら、今後、各都道府県が市町村とも協議して標準保険料率を決め、その上で各市町村が平成三十年度の実際の保険料率を決定していくものというふうに認識しております。

○梅村委員 そうしますと、今後、激変緩和策なども考えている、公費の投入も一千七百億円するということ、住民の皆さんには、塩崎大臣がおっしゃったように、納めやすい環境を整えていくという考えは維持されていくということ、よろしいかどうかということだと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。塩崎大臣からそういった答弁をさせていただいておりますけれども、当然、保険局といたしまし

ても、平成三十年度からの保険料につきまして、そういった環境を整えてしっかりと皆さんに、国保につきまして、支払えるような水準に各市町村ごとにさまざまな配慮をなされるものだというふうに認識しておりますので、大臣のおっしゃったことになっていくというふうに我々としても確信しているところでございます。

○梅村委員 確認したいと思っております。払えないような大幅な値上げというのは、本当に自治体財政も破壊しますし、地域経済も破壊していくし、何よりもその方々の命と健康にかかわる事態が今あると思っておりますので、しっかりと御答弁の趣旨を生かしていただいて、やっていただきたいというふうに思います。

それで、そういうことをしていくためにも、やはり低所得者の皆さんへの配慮を行っていくことがとりわけ大事だというふうに思います。この間の我が党の質問の中で既に確認しておりますように、これだけ試算しただけで、収納率もきつ目になっているもの、話もあつたんですけど、やっているもの、やはり各自自治体から現在行っている繰り入れは禁止しないということが必要不可欠な実態に、試算に基づけばますますなっているのではないかなというふうに思います。

そこで、次に、総務省に伺っていききたいと思っております。

資料三のところにあります、国保というのは、ほかの保険に比べて非常に低所得の方々が加入していらつしやる、平均所得百四十四万円というふうになっております。それに対し保険料の負担率は九・九%ということで、一番高い負担率になっているというふうに思っています。

資料を一枚戻っていただいて二にありますように、例えば、埼玉県のさいたま市や川口市、三百五十万円の給与収入、四人家族、子供さん二人の場合は、国保税だけで、さいたま市が三十八万三千円、川口市が三十九万二千円。ほかの市の例も挙げていますけれども、ほぼ実収入の一割、合計所得にすると二割を超えた国保税の負担となつて

います。

この家庭の皆さんというのは、別に国保税だけを払っているわけじゃないんですね。特に大きいのが年金保険料だと思っております。また値上げをされて、ことしでいうと、大人二人が払えば年間三十九万五千七百六十円が年金保険料で取られていく。そして、ほかの所得税、住民税を合わせて引くと、年二百五十万。このような保険料や税金がこの年収三百五十万円の四人家族を襲っていくという事です。そうしますと、月にすると二十万に行くか行かない額で二人の子供さんの教育費や家賃や食費を賄っていらつしやる。

これはすごく特異な例ではなくて、国保税の家族の皆さんというのは、こういうケースないしはもつと所得が低い方々で占められているわけですね。ですから、誰か一人が病気になるなり職がなくなれば途端に立ち行かなくなる、そういう生活実態が広がるのが国保税、国保をめぐる状況だと思っております。

そこで、総務省に聞きたいと思っておりますが、先ほど、埼玉の上げ率というのは収納率を厳しく見た結果もあるというふうなお話がありました、今度の国保の広域化では、収納率上位の自治体に交付金を加算する内容があり、市町村に徴収率を競わせ、差し押さえに追い立てられるようになるというふうな声も強く出ております。このような声に対し、総務省はどのように考えるか。

例えば、国税徴収法では、滞納処分停止要件を、生活を著しく窮迫するおそれがあるときには、停止要件としてそういうことを決めております。決めているだけではなくて、その基礎となる金額を十万円、その他の親族一人につき四・五万円というふうに、基準も示しているというふうに思っています。

先ほど御紹介したさいたま市の四人家族、二人子供がいる例なんかも、換算していくと、これと匹敵するような生活実態だと思っておりますが、広域化によって、しっかりとこういう皆さんの生活実態を踏まえた徴収になっていくのか、それとも、徴

収率を競わせるようなことが起こっていかないようになるのか。その点、総務省に確認したいと思っています。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

今御紹介ありましたように、地方税法におきましては、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができるとされております。各地方団体におきまして、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていると考えているところでございます。

私も総務省としても、この点につきまして、税務行政の運営に当たっての留意事項を示した通知におきまして、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めるようお示しをしているところでございまして、今後とも、関係法令や通知に沿って、適切に地方団体に対応いただけるよう助言をしてまいりたいと考えているところでございます。

○梅村委員 しっかりとそこら辺は広域化のもとでもやっていただきたいというふうに思いますし、現状でも、なかなか生活実態を見ていないんじゃないかというお声も上がっていますので、しっかりと一人お一人のそういう生活や命を守るような、実態を見ていただきたいというふうに思います。

さて、さきのさいたま市の夫婦二人子供二人の四大家族の場合ですけれども、とりわけ高い国保税の大きな矛盾となっている、そして、地方団体が解決を求めているのが子供の均等割だと思えます。住民税の均等割と違って、国保料、国保税の均等割は世帯員の一人一人にかかる。しかも、生まれたばかりの赤ちゃんも大人も同じ額となっているわけですね。

例えば、さいたま市だと、子供一人に加算される均等割は三万六千六百円。子供が二人になると七万三千二百円。三人だと十万九千八百円。まさに均等割になっているわけですね、国保税のもとでは、やはり子育て支援、少子化対策にも甚だしい逆行になっていると思います。

今般、国保改革における国と地方の協議では、自治体の子供医療費助成に対する地単カットのペナルティーとあわせ、この子供の均等割の問題についても解決方向を探ることが合意をされていると思います。

このうち、既に、医療費の助成をめぐっては、就学前児童の助成にかかわる部分については地単カットをやめることを厚労省が決めました。そこに至る上では、総務省がこの間粘り強く概算要求にこの要望を入れてきたということ、本当にこの努力には感謝申し上げたいというふうに思います。

そこで、総務大臣に伺いたいと思いますが、子供の均等割についても、こうした地方団体の要望を踏まえ、やはり赤ちゃんも大人がまるつきり同じ均等割で、生まれたばかり、すぐにこういう負担になるというのは少子化対策に非常に逆行すると思います。ぜひ、この見直しを強く提言されることをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入でございしますが、現在、厚生労働省で、子供の多い保険者に着目した財政支援を実施する予定だというふうに伺っておりますので、結果的には、子供さんの多い方の保険料の伸びの抑制につながるということが期待できると思っております。

総務省から、平成三十年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度に円滑に移行できますように、制度及び運用並びに財政支援の詳細について、地方と十分に協議を行っていただくように、厚生労働省に対して要請を行っております。

○梅村委員 最後の質問になります。

四月に財政諮問会議の民間議員から、国保の普通調整合交付金の配分方法が、自治体の医療費適正化の努力に反し、モラルハザードを起しているとの発言が出され、財務省の財政制度審議会からも、配分を各市町村の性別、年齢構成の違いを調

整した標準医療費に基づくものに変えるという案が示されています。

年齢や性別の違いを補整しただけで自治体の医療費を単純比較し、低い方に合わせるというのは、余りにも乱暴で機械的な発想だと思います。こうしたもので、五月十七日、地方三団体は、財務、厚労、内閣府とともに、総務省にも、国保制度の抱える構造的問題を解消するためには、普通調整合交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であり、見直しは容認できないと強く要望したと聞きます。当然、正論だと考えます。

三団体とともに、総務省としても断固反対の声を上げるべきだと考えますが、どのように考えますでしょうか。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

先ほど大臣が御答弁させていただきましたように、基本的には、運用主体であります地方自治体の意見を十分に踏まえて対応していただくことが基本だと考えておりますので、私も総務省として、その方針に沿って十分に検討させていただきますと考えております。

○梅村委員 そのように力を尽くしていただきたいと思いますが、

重い国保税の負担は、消費を冷え込ませ、地域経済を疲弊させる一因ともなっています。広域化によって保険料の増加をしないことを強く求めて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

加計学園は余りやるつもりもなかったんですが、実は、きのう民進党野田幹事長が、ボトムアップ、トップダウンという議論をされました。民主党政権のときはボトムアップだったんだ、安倍官邸、安倍政権はトップダウンだからけしからぬ、こういう話だったと承知していましたが、要すれば、国家戦略特区というのはトップダウン、すなわち国主導なんだ、こういうことは事実かどうか、内閣府から御答弁をください。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

国家戦略特区でございますけれども、これは、長年にわたり実現できなかった岩盤規制の改革に突破口をあけることにより、経済社会の構造改革を推進しようとするものでございすけれども、国の制度を変えてまで事業を実現したいとする意欲にあふれた自治体や事業者の具体的な提案を実現するため、これまで多くの分野で数々の規制・制度改革を実現してきたところでございまして、主体は、意欲にあふれた自治体や事業者の具体的な提案を実現するための制度ということでございます。

○足立委員 そうなんです。

だから、野田幹事長が、いや、構造改革特区と国家戦略特区は違うから、民主党政権はよく安倍政権はだめだと言うのが、実はよくわからないですね。本当は野田幹事長に質問したいんですが、そういう機会が国会にはありませんので、大変苦慮しております。ぜひ、この質疑をがんに行なれた民進党の議員の先生方はまた教えていただければと思います。

実際、私は別に、与党を何かそんたくして質疑するつもりは全くなくて、国民の皆様の間にもこの加計学園の問題については必ずしも十分な理解がなされていないので、しっかりと与党批判もしてくれよなというふうに党からも言われていました。ここ二、三日ずっとこの加計学園を検討してまいりましたが、何か問題が見つからないんですね。困っています、どうやって政府批判をしようかなと思つて、困っています。

内閣府、通告という四つ目に飛びますが、総理の意向だ何だということが議論されていますが、文書はどうでもいいですが、あんな文書は私にとつてはどうでもいいんですが、ただ、そもそも安倍総理は国家戦略特区諮問会議の議長ですよね。違いました。であれば、議長の政治意思みたいなものはこの政策全体にみながついていくのが当然だと思いますが、そういう意味での議長の

意向というのはあつていいと思うんですけども、それはあつていいとは思いますが、そう思いますか、そう考えていますか。あるいは、いや、そういうものはないべきなんだということか。どっちですか。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

国家戦略特区におきましては、諮問会議あるいは区域会議と、それぞれのレベルでの会議がございます。最終的にその諮問会議の議長は内閣総理大臣ということでございますけれども、その間のプロセスにおきまして、関係省庁の大臣等も入りまして調整した結果を最終的に諮問会議で決定するという段取りでございます。

その中で、今いろいろ御議論ございます総理の御意向等の文書についてでございますけれども、私ども内閣府としては、そのプロセスにおいて、この獣医学部の新設に関しまして、関係省庁と事務的な議論は鋭意行ってきたところでございますけれども、その中で、官邸の最高レベルが言っているとか、総理の御意向というようなことを申し上げたことは全くございませんし、今回のプロセスに関して、総理からもそうした御指示は一切いただけていないというところでございます。

○足立委員 川上次長、そういう答弁をしているから民進党が暴れるんですよ。

私が聞いているのは、文書のことじゃないと言っているんですよ。文書のことじゃなくて、議長の意向というのは当然あるだろうし。だって、内閣なんですよ。内閣総理大臣なんですよ。国家戦略特区という法律があつて、それを執行しているわけでしょう。担当大臣もいるが、それは総理大臣のもとでやっているんですよ、内閣で。

それから、国家戦略特区については、特に総理が議長なんですよ。総理の意向というのは、いや、議長の意向というのは、総理じゃなくいいですよ。でも、国家戦略特区の議長と使分けたらいいのはあるんじゃないんですか。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

総理からは、この国家戦略特区が一つの岩盤規制を打破するドリルとして、スピード感を持って規制改革を進めるようにという全体の御指示はいつもいただけてございますけれども、この獣医学部の新設、個別の話につきまして、総理から特に御指示をいただいたということはありません。

○足立委員 それはそうでしょう。そんなことはしないよ、普通。私もそれはしていいと思うよ。

ただ、国家戦略特区のいろいろなアイテムが、しかるべきアイテムが、しかるべきというのは、それが空振って、結局この法律は何も実現できなせんでしたということではいかぬわね。ちゃんと案件を拾い上げて、しかるべき時期の、しかるべきタイミングの範囲内でそれを実現していくというのは、それは議長のリーダーシップじゃないんですか。

だから、加計学園の問題じゃないんですよ。国家戦略特区全体について、総理の意向、国家戦略特区という制度全体の推進力を生み出すのは議長の意向で、それで間違いないですね。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

若干繰り返しになりますけれども、規制改革全体についてスピード感を持って進めるようにという御指示はいただけてございますけれども、今回のこの獣医学部の関係、具体的には昨年十一月の諮問会議の取りまとめということになってまいりますけれども、これにつきましては、山本幸三担当大臣が、特区ワーキンググループでの文科省、農水省との議論、あるいは獣医師会などから提出された慎重な意見などを総合的に判断いたしまして原案を作成し、特区ワーキンググループの委員や文科省、農水省との事務的な調整が整ったものを最終的に山本大臣が内容を確認、作成したものであるというところでございます。

○足立委員 川上次長、おっしゃるとおりですよ。それでいいんですよ。それとおりなんだ。そうであれば、個々の案件を内閣府の審議官た

ちが各省と折衝しているわけでしょう、調整を。その調整のプロセスの各いろいろな場で、内閣府の職員が、スタッフが、あるいは幹部が、文科省なり農水省なりいろいろな省庁に、これは国家戦略特区としてやるんだ、それは議長である安倍総理もそれを進めるべきだと。さつき川上次長が御答弁したとおりですよ。

そういう意味での総理の意向というのを、私は、そんなことというよりは、これはかさに着てやっていると思いますよ、みんな。そんなく問題じゃないんですよ、今回の問題は。だって、法律に書いてあるんだから。そんなくしなくたって、国家戦略特区をやりましょうというのは閣議決定しているんですよ。そんなくする必要はないじゃないですか。

違うんですよ。今回の本質はそんなくの問題じゃないんですよ。審議官初め内閣府の職員が、国家戦略特区諮問会議の議長である安倍総理の意向を、かさに着て、各省を押し倒したんですよ。問題ないね、こういうことは。問題ないし、それはやっていますね、そういうことは。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

かさに着てというようなことは一切ございませうとする内閣府、立場は異なつてございまして、いろいろと見解が対立する、とりわけ岩盤規制の改革においては厳しい折衝になるということは当然でございますけれども、そのプロセスにおきまして、総理の御意向云々というようなことを申し上げたことは一切ないというところでございます。

○足立委員 かさに着ると言つて、何かないものを、虎はいないんだけれども、虎の威をかりるみたいなイメージの私の問いだとすると、今おっしゃったように、そんなことはない。でも、虎がいるんですよ、議長として。そうでしょう。政治主導なんだから、いるでしょう。藤原審議官が一人で行っているんじゃないんです

よ。皆さんの後ろには虎がいるんですよ。それは政治主導の、政治というのはそういうものなんです。それは民主主義なんですよ。いいじゃないですか、それで。

虎の威をかりる、実際に存在している虎の威をかりたことはありますね。

○川上政府参考人 若干繰り返しになって恐縮でございますけれども、私ども、このプロセスについて、総理からの御意向、あるいは総理からこうした御指示は一切いただけていないところでございます。

その上で、総理からは、特区における規制改革全般についてスピード感を持ってしっかりやれというところは常日ごろ御指示をいただけているところでございます。

○足立委員 だから、個別の折衝において、全般に関する議長の指示、総理の指示に言及したことはないんですか、各論のときに。あるでしょう。絶対ないんですか。総論の指示、総体の総理指示は、各論のときには一切封印して交渉するんですか。そんなことないでしょう。認めた方がいいよ。これを認めないと、毎回やりますよ。

だって、当たり前じゃないですか。私は、悪いと言っているんじゃないんですよ、当たり前のことをやっているんじゃないんですよ、当たり前のことを

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになって恐縮でございますけれども、個別事案、特に今回の獣医学部の新設について、総理からそのような御指示をいただいたことは一切ないわけでございます。

全体として、総論として、特区における規制改革についてスピード感を持って取り組みということとは日ごろ御指示をいただけているところでございます。

○足立委員 だから、各論の折衝の場で総論に言及することはないんですかと言っているんですよ。各論の場で総論に言及したことはないんですかと言っているんですよ。

○川上政府参考人 何度も繰り返しになって恐縮

でございますけれども、私どもは、総理のいわば
総論と申しますか、スピード感を持って全体の規
制改革を進めるべしというその御指示のもとに、
個別について関係省庁と厳しい折衝を行い、規制
改革を実現してきているところでございます。

○足立委員 ではないとはっきり言ってください
いよ。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

いろいろな議論の文脈において、全体としてス
ピード感を持って規制改革をやるべしということ
で、そういうことを前提に御議論させていただく
ことはございますけれども、個別のことについて
、これが総理の御指示だからというふうなこと
で調整をしているわけではございません。

○足立委員 大事なところだからもう一回聞く
よ。

だから、個別の折衝をやっているんでしよう、
皆さんは。内閣府が各省と個別案件の折衝をやっ
ているんですよ。その場で、総論についての総理
の意向、前提にしているのは今おっしゃったとお
り、それに言及したことはないんですかと言っ
ているんですよ。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

私ども事務方の上にはいらっしゃるの山本幸三
国家戦略特区の担当大臣でございますので、総理
からそれは特命として山本幸三大臣が請け負って
いらつしやるわけでございます。私どもは、山本
幸三大臣の御指示のもとに、個別に関係省庁と調
整をさせていただいているということございま
す。

○足立委員 大体この総務委員会であるのが無理
があるので、また予算委員会でも総理に聞いた方が
いいかもしれません、小川筆頭がそうだそうだと
言つて、もつとやれとおっしゃっていますけれど
も、僕は別に民進党のためにやっているんじゃない
で、大体これは、民進党がこんなふうなものな
いことをあおるからこういう答弁しかできないん
でしょう。(発言する者あり)違うんです。これは

しようもない話なんです。

坂本筆頭、これは僕はおかしいと思うんです
よ、この話。総務委員会はずっと、いや、僕は
ボトムアップ、トップダウンという話があったか
らこの総務委員会です。これは
両方ともボトムアップなんです。

実際、この加計学園の問題というのは、もう一
部出ていますが、これは民進党の鳩山政権のとき
に愛媛県と今治市が提案してきたんですよ、ボ
トムアップで。それを、自民党政権のときは却下
していたんだけれども、民主党が政権交代して、
高井先生のお働きもあって、これが検討するとい
うふうに格上げされたんですよ。これは鳩山政権
のときですよ。提案実現に向けて検討する。その
ときの資料に、ちゃんともう加計学園と書いてあ
るんですよ。大学設置母体は学校法人加計学園、
岡山理科大学と書いてあるじゃないですか。

まず、その地元からの提案を引き上げたのは民
主党政権なんですよ。安倍総理が総理になったの
はその後でしよう。何で後から総理になった人が
問題になるんですか。これは、引き上げたのは民
主党政権なんですよ。

それから、平成二十三年の二月二十五日の衆議
院の予算委員会第四分科会では、例の需給の話
が、よく、農水省ちゃんと検討したのかという議
論がありますが、当時の鈴木寛文科副大臣がこう
言っています。これはもう出ているかな。ほかの
委員会で出ているかもしれないが、これは獣医
師で検索したらすぐ出てきますよ。昨今、口蹄疫
や鳥インフルエンザの問題があり、産業動物獣医
師や公務員獣医師の役割は重要になっており、そ
の獣医師の確保について懸念があるというのは文
科省も承知している。

民主党政権ですよ、これ。ね、高井さん。民主
党政権がやってきたものを引き継いでやり遂げて
いるんでしよう、今、安倍政権が。何で悪いの、
それが。おかしいな。
最後に、高市大臣、せっかく総務委員会なの
で。

何で私がきょうこうやって取り上げたかという
と、野田幹事長がおかしなことを言っています
よ。何がトップダウンだ。ボトムアップでずつと
来たものを実現しているんですよ。

そこで、五月二十四日の愛媛県知事の定例会見
で、変な風評が広がるのは残念だ、こういうふう
に、民進党という野党第一党がしようもないこと
を振りまくので、愛媛県は迷惑しているんだ、風
評が広がって大変残念だ、こう言っています。
総務大臣としても残念ですよ。

○高市国務大臣 足立委員から昨日質問通告をい
ただきましたから、私も中村愛媛県知事の会見録
を拝読いたしました。

会見録によりまして、中村知事は、獣医師の確
保は重要なテーマで、鳥インフルや口蹄疫など
ニーズがあるにもかかわらず、養成機関が西日本
に集中、苦慮している、獣医学部はほとんど定員
オーバーの状態であり、十分ニーズがあるという
ことを述べられた上で、今治市からの要請に基づ
いて、愛媛県が一緒になって、平成十九年から二
十六年までの間に十五回、国に対して構造改革特
区の提案を行ってこられた経緯を説明されたとい
うことがわかりました。

このとき、中村知事は、十数年にわたる実現へ
の思い、きのうきょう思い立ったわけではないと
いうことで、西日本に拠点がなく、各大学の実際
が、定員オーバーしている現実があるのであれ
ば、絶対にやれるのではないかという思いで出し
てきた経緯と、これまでの地元の熱心なお取り組
みを踏まえた上で、変な風評が広がるのは残念
と、痛切な思いを述べられたと感じました。

この国家戦略特区制度については、制度を所管
する内閣府からきちつと必要な説明が行われるべ
きです、今治市からの提案内容については、そ
の提案を行った今治市からまた必要な説明が行わ
れるべきだと考えております。

○足立委員 時間が来ましたので終わります。
本日に加計学園はもうこれで終わりにしましよ
う。もし民進党、共産党がこれからもこれを続け

るのであれば、私も続けることを申し上げて、質
問を終わります。ありがとうございました。

○竹内委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。

本日は、海上輸送されたフレキシブルバッグを
陸上輸送する際の安全性について質問いたしま
す。

消防庁にも来ていただいておりますし、また、
これは結構多岐の省庁にわたる案件のようであり
ます。関係省庁からもお越しいただいております
ので、順次お話を聞いていきたいと思ひます。

さて、フレキシブルバッグというのは、かなり
大きなポリエチレンバッグに、液体の飲料やある
いは動植物の油類を収納するもので、通常は二十
トンコンテナに積載され、港からコンテナセミト
レーラーで目的地まで陸上輸送されるものと何つ
ております。

強度の高いタンクローリー輸送に比べますと、
タンクローリーを用意するコストが必要なくなり
ますし、片道配送しかできないタンクローリーと
比べると、往復配送も可能となることから、経費
削減が可能というふうになつております。

このフレキシブルバッグの陸上輸送中、バッグ
に収納されていた米油が漏れ、それを原因とした
交通事故が、二〇一四年八月、大阪府の南部と和
歌山県北部を結ぶ道路上で発生しております。
最初に国土交通省に伺いますが、この事故につ
いて承知をしていらつしやいますでしょうか。ま
た、何件ぐらいの交通事故が発生をしたのでしよ
うか。

○早川政府参考人 お答えいたします。

御指摘の事案につきましては、平成二十六年八
月二十三日、トレーラーが大阪府内から和歌山方
面へ走行中、搭載しておりました国際海上コンテ
ナ内のフレキシブルバッグから米油約七千リット
ルが道路に漏れ出すという事故が発生したと
承知をいたしております。

また、この米油の漏れの影響と見られる交通
事故及び汚損被害といたしまして、大阪府内及び

和歌山県内におきまして、人身事故二十一件、物損事故四十九件、汚損被害十四件が発生をしたと認識いたしております。

○吉川(元)委員 フレキシブルバッグから米油が道路上に漏れて、その後ろを走っていた車がスリップあるいは横転事故を起こしたというふうに聞いております。

不幸中の幸いといえますが、死亡事故は発生していないわけですが、これは、今お話を伺った数字と若干違うんですが、和歌山県警、大阪府警から保険会社に報告された事故件数、対物それから人身合わせますと百三十五件に及んだというふうに承知をしております。

これは一般道での事故ですけれども、仮にこれが、高速道路でも同じようなことが発生した場合には、本当に大規模な、大惨事につながる可能性も十分あったのではないかとこのように思います。

そこで、続けて質問いたしますが、この事故を受けて、公益財団法人交通事故総合分析センターの事故調査委員会が被害の原因を調査しております。かいつまんで、この原因は何にあったとされているのか、尋ねます。

○早川政府参考人 お答えいたします。

今委員から御紹介ございましたように、御指摘の事故につきましては、各分野の専門家から構成されております事業用自動車事故調査委員会が調査を行っております。平成二十七年十月に報告書を取りまとめ、公表をしております。

この報告書によりますと、漏えいの原因は、運転者が急ブレーキをかけた際にフレキシブルバッグ内の米油が前方に移動してバッグの上面、上側でございまして、に大きな力がかかったことにより、バッグが破損をした可能性が考えられるとしております。

なお、この報告書の中では、このような現象は、急ブレーキによる減速度や車両の運動特性に限らず、さらに内容物の液体の積載量、性状など、幾つかの条件が競合した場合に発生するものと

であるという分析もいたしております。運転者の急ブレーキが漏えいの原因と断定しているものではございません。

○吉川(元)委員 関係者にお話を聞きますと、運転手が急ブレーキをかけたその理由は、猫が道路の上に突然飛び出してきたと。これは、車を運転している人であれば誰しも実際に経験することでありまして。当然、急ハンドルとか急ブレーキ、急発進等々は安全運転上できるだけ避けたい方がいいですけれども、急発進はどうか分かりませんが、急ブレーキ、急ハンドルというのは、危機を回避する際にやむを得ず行うことは、当然、我々が普通の運転をしていても、例えば子供が飛び出したときに急ブレーキを踏むということはある程度得るわけでありまして。

今回、急ブレーキのみが原因ではないというようなお話でありましたけれども、この調査結果を受けてどのような再発防止策を講じられているのでしょうか。

○早川政府参考人 お答えいたします。事故調査報告書の中におきましては、本事故に関する再発防止策といたしまして、運送事業者につきまして、一つは、国際海上コンテナを輸送する場合、コンテナの重量、品目名などの情報を収集し、運転者に対し、点呼時等にこれら運行に必要な事項を指示すること、また、漏えい事故等が発生した場合の対応方法や連絡体制を定めて、運転者に対し、適切に対応するよう指導すること、また、運転者に対して、漏えい事故等が発生した場合、車両を安全な場所に停止させ、連絡体制に基づき運行管理者へ報告し、指示を受けるよう指導することなどが提言をされているところでございます。

これを受けまして、国土交通省といたしましては、運送事業者等の関係者に対しまして、本事故を教訓としてこれら再発防止策に積極的に取り組むよう、通達をしているところでございます。

○吉川(元)委員 ちょっと確認させていただきましても、今回の事故、さまざまな原因が複合的に競合して起こったということではありますが、急ブレーキをかけたことよって中の米油が前方に移動して、どういふふうになったのか分かりませんけれども、恐らく上面のところに圧がかかって、そこが破損して漏れたということでありまして。

急ブレーキをかけないようにとるか、そういうことについては今後の事故対策としては考えていないということでしょうか。

○早川政府参考人 委員御指摘の、急ブレーキに注意する、積載物の特性にも注意をして運転するということはある意味当然ということもございまして、この事故調査委員会の報告書におきましては、先ほど申し上げましたような、コンテナ内の輸送物に関する運行指示を徹底することでありまして、漏えい事故が発生した際の対処方法、本事故におきましては、漏えいを運転者が認識した後も相当距離走行したために被害が拡大したという状況もございまして、そうした場合の対処方法等について徹底するようにというような形で再発防止策が提言をされているところでございます。

○吉川(元)委員 事故後の対応についてはいろいろと改善すべき点はあるかと思いますが、米油の漏えいそのものについては、やはり、運転上危機回避をするために急ブレーキをかけるというのことは、油が例えば漏れて事故が起るといふようなことがあってはいけませんし、急ブレーキをかけたドライバーあるいは事業者に対して責任を問うようなことがあると、これは全くもってひどい話になるのではないかとこのように思います。

コンテナ安全輸送ガイドラインにおいて、積み荷やコンテナの内容について今お話をしましたが、荷主による輸送事業者への情報提供、これは実義務ではなくて努力義務にとどまっているというふうに思います。コンテナの中身がフレキシブルバッグなのかどうか、多くの場合、ドライバーには知らされません。さらに、コンテナは目的地に

輸送を終えるまであけることはできませんから、フレキシブルバッグがどのような状態で積まれているのか、ドライバーはこれを知る由もないわけでありまして。

関係者に聞いたお話なんですが、多くの場合、ドライバーは、運転を始めて、運転をしてからようやく中身が実はフレキシブルバッグだということに理解をする場合が多々あるそうです。信号でブレーキをかければ、当然バッグに入った液体はバッグごと前方に移動してきますから、その体感で、感覚でわかるというお話です。通称、これは水枕というふうには呼ばれているそうですけれども、このフレキシブルバッグ、運行中はバッグの中の液体が当然、ブレーキをかければ前方に、発進すれば後方に、右、左に曲がれば左右に移動していくわけですから、ドライバーにとっては、バッグが破裂するのではないかと大変気を使うというふうな話も聞いております。

そういう面ではいいんですが、急ブレーキをかけなくてよければそれにしたことはないんですが、どうしてもかけなければいけないという場面に出くわすことは多々あるわけで、そう考えますと、壊れる可能性、裂ける可能性のあるフレキシブルバッグではなくて、タンクローリーというものを原則とした方が安全輸送のためにも適切だということに思います。

そこで尋ねますが、事故調査委員会では、米油が漏れ出したフレキシブルバッグの強度あるいは劣化の状態等々について問題があるかどうか、そうした点についての調査はされたでしょうか。また、その結果というものはどういふものでしょうか。

○早川政府参考人 お答えいたします。事業用自動車事故調査委員会による調査におきまして、本事故を起こしたトレーラーで使用しておりますフレキシブルバッグ、これの製造国あるいは破損状況等につきまして、事故を起こした運送事業者への聞き取り調査などは行っているところでございますけれども、御指摘のフレキシブル

ルバッグの強度などにつきましては、バッグ自体の規格なども定められていないというところでもございまして、委員会の方で調査は行っていないところでございます。

○吉川(元)委員 いや、よくわからない。運送業者にフレキシブルバッグについて聞き取りをしても、それは、先ほど言ったとおり、何が積まれているのか、フレキシブルバッグが積まれているのかどうか、知らされる場合もありますけれども、ほとんどの場合、知らされない。それで運送業者にフレキシブルバッグを聞いたとしても、それは答えようがないというふうに私は思います。

今、フレキシブルバッグについての安全基準というものの、今でも、今この瞬間にもフレキシブルバッグで運行しているのはあると思いますけれども、何らかの安全基準がなければこれからは同様の事故が起こるのではないかと思います、フレキシブルバッグ利用時の安全基準というふうなものはどういうふうになっているんでしょうか。

○早川政府参考人 お答えいたします。

液体物の輸送ということにつきまして、輸送される液体物の性質や用途に応じまして、所管する省庁がその液体物を輸送する容器に関する規定を設けているというふうに承知をいたしております、国土交通省においては、輸送容器に関する安全基準というものは設けていないところでございます。

○吉川(元)委員 ちょっと驚いたんですけれども、損傷する可能性を持つ、先ほどのお話でいいますと、いろいろな条件が競合すれば破損をする、また、油等々が漏れた場合には大変大きな事故を誘発するような、そういうフレキシブルバッグの使用に当たって安全基準が明確に存在をしない。これはきのうレクの際にも聞いたんですけれども、それぞれ、例えば食用に使う場合には、厚生労働省や農水省やあるいは消費者庁やさまざまな省庁にまたがっていまして、統一した安全基準というのが存在しないというのは、やはり私は問題なのではないかというふうにも思います。

そこで、消防庁にちょっとお尋ねをいたしま

す。この事故のとき、フレキシブルバッグの中身は米油。米油の引火点というのは三百十二度から三百十六度ということで、消防法上の危険物、引火点が二百五十度未満には該当はしないものの、貯蔵及び取り扱いの基準が市町村条例で定める指定可燃物に相当するものだというふうに承知をしております。

まず、消防庁にお聞きしますけれども、動植物油をフレキシブルバッグで輸送できる根拠をお示しください。

○大庭政府参考人 お答えします。

消防法令上の危険物に該当するもの、いわゆる物自体が発火あるいは引火しやすいような危険性等を有するようなものの運搬に当たりましては、消防法令の規定する運搬容器や積載方法、運搬方法の技術上の基準に従って行う必要がございます。

このような危険物の中で、第四類危険物、いわゆる引火性液体のうち、比較的引火の危険性の低い潤滑油や動植物油など、引火点が百三十度以上の引火性が低いものにつきましては、消防法令の規定により、ゴム、そのほかの合成樹脂製のフレキシブルバッグを用いることができることとしております。

この場合におきまして、フレキシブルバッグは、腐食、摩耗等により容易に劣化せず、かつ、収納する危険物の内圧や取扱時、運搬時の荷重によつて容器に生じる応力に対し安全なものであることとともに、鋼製のコンテナに収納されていることが必要となることとしております。

○吉川(元)委員 続けてお聞きいたします。

二〇〇七年に危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示を改定する際に、日本危険物倉庫協会から消防庁宛てに意見書が提出されているというふうに思います。どういったことが指摘をされているのか、また、それについてどのような検

討をされているのか。余り時間がありませんので、端的にお答えください。

○大庭政府参考人 お答えします。

二〇〇七年の告示の改正につきましては、フレキシブルバッグを用いて運搬できる危険物に、これまで第四類の動植物油と規定したものにつけ加えて、第三石油類あるいは第四石油類の一部を加えたものでございます。

改正に当たりまして、日本危険物倉庫協会から、フレキシブルバッグにつきましては、明確な安全基準がなく、国際的にはこれによる危険物の運搬は認められていないというような意見を伺いました。

この意見書ではそうでしたが、国連においては、引火点が六十度を超える、引火点が高くて危険性が比較的低い危険物の輸送については、そもそも特に規定がございませんで、容器の制限が設けられておりません。

一方、我が国では、火災予防の観点から、引火点が六十度を超える、危険性が比較的低い危険物につきましては、運搬の基準を定め、安全の確保を図っているところでございます。

二〇〇七年の改正におきましては、フレキシブルバッグにつきまして、一定の基準に該当するものを動植物油類の運搬に認めてきたところでありまして、それに加えて、それまでの実績も加えまして、百三十度以上の第三石油類あるいは第四石油類の危険物の運搬に用いることを可能にした改正としたものでございます。

○吉川(元)委員 やはり、現場の声をしっかりと聞いていただいて、私は、これはフレキシブルバッグではなくて、タンクローリーでしっかりと安全を確保した上で運搬すべきだというふうに思います。ただ、なかなかそうはいかないというふうなお話も伺っております。

これはちょっと大臣に伺いたいんです。実は、きのう、いろいろな省庁のお話を聞いたんですけれども、先ほど、統一した安全基準というのの存在しない、安全基準らしきものは、総務

省の中の消防庁が唯一そういうものを持っているということでもあります。

やはりこれは何らかの、それぞれの省庁に本当に散らばっていますから、どこが何かイニシアチブをとらないと、なかなかこのフレキシブルバッグの安全性、確保できないというふうに思いますし、できないと、先ほど言いましたとおり、高速道路でもし油をまき散らした場合にはとんでもない事故が発生をしてしまうということでもありますので、ぜひ、ちょっと大臣、最後に一言、お話を伺いたいんです。

関係省庁等々と連携しながら、やはりこのフレキシブルバッグの利用、私はもうやめるべきだとは思いますが、その安全性あるいは利用のあり方等々について、ぜひ検討を大臣のイニシアチブで行っていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○高市国務大臣 フレキシブルバッグにつきましては、国土交通省で、運送業界の協力を得て液体の漏えい事例の収集を行い、その上で、液体輸送のより一層の安全確保のための取り組みについて、関係省庁連携で検討されるというふうに聞いております。

消防庁としても、危険物の運搬の安全確保という観点から、この検討に積極的に参加をしてまいります。

○吉川(元)委員 ぜひ、よろしく願います。以上で終わります。

○竹内委員長 次に、内閣提出、電子委任状の普及の促進に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

電子委任状の普及の促進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○高市国務大臣 電子委任状の普及の促進に関する

る法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府では、高度情報通信ネットワーク社会の形成を目指し、ICT利活用基盤を活用しながら一気ICT利活用を加速させるため、対面、書面原則を転換して、情報の電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とし、ICT利活用を最大限に推進できるような制度への見直しを進めてきております。そのような中、情報通信ネットワーク上での契約の申し込みその他の手続に、当該手続を行うとするとする者が正当な権限を有していることを確認するための手段を確立することが課題となっております。

このような背景を踏まえ、事業者が当該事業者の使用者その他の関係者に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録である電子委任状の普及を促進することとし、そのため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける必要があることから、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、電子委任状の普及を促進するための基本指針を定めることとしております。

第二に、国は、広報活動等を通じて、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、みずから一方の当事者となる電子契約における他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めることとしております。

第三に、電子委任状取扱業務を営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が基本指針に適合するものであることについて主務大臣の認定を受けることができることとし、その認定に関する要件、認定を受けた者の義務及び表示に関する規定を整備しております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六月一日木曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時十一分散會

電子委任状の普及の促進に関する法律案

電子委任状の普及の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本指針等(第三条・第四条)

第三章 電子委任状取扱業務の認定等(第五条・第十二条)

第四章 雑則(第十三条・第十五条)

第五章 罰則(第十六条・第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約に関する書類の作成、保存等の業務を行う事業者の増加、情報通信ネットワークを通じて伝達される情報の安全性及び信頼性の確保に関する技術の向上その他の電子契約の信頼性の確保されること、電子委任状の信頼性が高まること、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに

に、電子委任状取扱業務の認定の制度を設けること等により、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子委任状」とは、電子契約の一方の当事者となる事業者(法人にあつては、その代表者。第四項第一号において同じ。)が当該事業者の使用者その他の関係者に代理権を与えた旨(第三項において「代理権授与」という。)を表示する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項及び第三項において同じ。)をいう。

2 この法律において「電子契約」とは、事業者が一方の当事者となる契約であつて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成されるものをいう。

3 この法律において「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、電子委任状を保管し、当該電子契約の他方の当事者となる者又はその使用者その他の関係者に対し、当該電子委任状(当該事業者が法人である場合にあっては、委任者として記録された当該法人の代表者が当該法人の代表権を有していることを確認している旨を表示する電磁的記録(第十一条第一項において「代表権の確認に関する電磁的記録」という。)を含む。)を提示し、又は提出する業務をいう。

4 この法律において「特定電子委任状」とは、次の各号のいずれにも該当する電子委任状をいう。

- 一 電子委任状に記録された情報について次に掲げる措置が行われているものであること。
- イ 電子委任状に委任者として記録された事業者による電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名(同法第八条に規定する認定認証事業者又は同法第十五条第二項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として同法第二条第二項の規定による証明が行われるものその他これに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。)
- ロ イに掲げるもののほか、当該情報当該電子委任状に委任者として記録された事業者の作成に係るものであるかどうか及び当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができる措置として主務省令で定める措置
- 二 電子委任状に記録された情報が次条第一項に規定する基本指針において定められた同条第二項第三号に規定する記録方法の標準に適合する方法で記録されているものであること。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第三条 主務大臣は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項

二 電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項

三 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上のための施策に関する基本的な事項

四 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうと

する者の電子委任状取扱業務の実施の方法に
ついて第五条第一項の認定の基準となるべき
事項

五 その他電子委任状の普及を促進するために
必要な事項

三 主務大臣は、基本指針を定め、又は変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の
長に協議しなければならない。

四 主務大臣は、基本指針を定め、又は変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国等の責務)

第四条 国は、広報活動等を通じて、電子契約の
当事者その他の関係者の電子委任状に関する理
解を深めるよう努めなければならない。

二 国は、電子契約及び電子委任状に関する内外
の動向の調査及び分析を行い、電子契約の当事
者その他の関係者に対して当該調査により得ら
れた情報及び当該分析の結果を提供するよう努
めなければならない。

三 国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者
となる電子契約において他方の当事者となる事
業者の電子委任状の利用を促進するために必要
な施策の推進に努めなければならない。

四 国は、地方公共団体を実施する前項の施策を
支援するため、情報の提供その他の必要な措置
を講ずるよう努めなければならない。

第三章 電子委任状取扱業務の認定等
(電子委任状取扱業務の認定)

第五条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もう
とする者は、主務大臣の認定を受けることがで
きる。

二 前項の認定を受けようとする者は、主務省令
で定めるところにより、次に掲げる事項を記載
した申請書その他主務省令で定める書類を主務
大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は、その代表者の氏名

二 申請に係る電子委任状取扱業務の範囲及び

その実施の方法

三 申請に係る電子委任状取扱業務を実施する
に当たり、次のイからニまでに掲げる場合に
該当する場合には、それぞれイからニまでに
定める事項

イ 電気通信事業法昭和五十九年法律第八
十六号 第九条の登録を受けなければならない
場合 同法第十条第一項第二号及び第
三十三号の事項

ロ 電気通信事業法第十三条第一項の変更登
録を受け、又は同条第四項の届出をしなけ
ればならない場合 同法第十条第一項第二
号又は第三十三号の事項のうち当該申請に係る
電子委任状取扱業務を実施するに当たり変
更することとなるもの

ハ 電気通信事業法第十六条第一項の届出を
しなければならない場合 同項第二号及び
第三十三号の事項

ニ 電気通信事業法第十六条第三項の届出を
しなければならない場合 同条第一項第二
号又は第三十三号の事項のうち当該申請に係る
電子委任状取扱業務を実施するに当たり変
更することとなるもの

三 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場
合において、その申請に係る電子委任状取扱
業務が次の各号のいずれにも該当すると認めら
れるときは、その認定をするものとする。

一 その取り扱う電子委任状が専ら特定電子委
任状であること。

二 その実施の方法が基本指針において定めら
れた第三条第二項第四号に掲げる事項に適合
していること。

四 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項
の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その
執行を終わり、又は執行を受けることがなく
なつた日から二年を経過しない者

二 第十二条第一項の規定により第一項の認定
を取り消され、その取消しの日から二年を経

過しない者

三 法人又は団体であつて、その業務を行う役
員のうちに前二号のいずれかに該当する者が
あるもの

四 申請に係る電子委任状取扱業務を実施する
に当たり、電気通信事業法第九条の登録又は
同法第十三条第一項の変更登録を受けなけれ
ばならない場合において、同法第十二条第一
項各号のいずれかに該当する者

五 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、そ
の旨を公示しなければならない。

(認定の更新)

第六条 前条第一項の認定は、三年を下らない政
令で定める期間ごとにその更新を受けなけれ
ば、その期間の経過によつて、その効力を失
う。

二 前条第二項(第三号を除く)、第三項及び第
四項(第二号及び第四号を除く)の規定は、前
項の認定の更新について準用する。

三 主務大臣は、第一項の規定により前条第一項
の認定がその効力を失つたときは、その旨を公
示しなければならない。

(承継)

第七条 第五条第一項の認定を受けた者(以下「認
定電子委任状取扱事業者」という。)が当該認定
に係る電子委任状取扱業務を行う事業の全部を
譲渡し、又は認定電子委任状取扱事業者につ
いて相続、合併若しくは分割(当該認定に係る電
子委任状取扱業務を行う事業の全部を承継させ
るものに限る。)があつたときは、その事業の全
部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以
上ある場合において、その全員の同意により当
該事業を承継すべき相続人を選定したときは、
その者。以下この項において同じ。)、合併後存
続する法人若しくは合併により設立した法人若
しくは分割によりその事業の全部を承継した法
人は、その認定電子委任状取扱事業者の地位を
承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受け
た者又は相続人、合併後存続する法人若しくは

合併により設立した法人若しくは分割により当
該事業の全部を承継した法人が同条第四項第一
号から第三号までのいずれかに該当するとき
は、この限りでない。

二 前項の規定により認定電子委任状取扱事業者
の地位を承継した者は、遅滞なく、主務省令で
定めるところにより、その旨を主務大臣に届け
出なければならない。

三 主務大臣は、前項の規定による届出があつた
ときは、その旨を公示しなければならない。

(変更の認定等)

第八条 認定電子委任状取扱事業者は、第五条第
二項第二号に掲げる事項を変更しようとする
ときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
ただし、主務省令で定める軽微な変更につ
いては、この限りでない。

二 第五条第二項(第三号ハを除く)、第三項及
び第四項(第二号を除く)の規定は、前項の変
更の認定について準用する。この場合におい
て、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるの
は、「次に掲げる事項(第二号に掲げる事項に
あつては、変更に係るものに限る。)」と読み替
えるものとする。

三 認定電子委任状取扱事業者は、第五条第二項
第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は
第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更
をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に
届け出なければならない。

四 主務大臣は、第一項の変更の認定をしたと
き、又は前項の規定による届出(第五条第二項
第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)
があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(廃止の届出)

第九条 認定電子委任状取扱事業者は、その認定
に係る電子委任状取扱業務を廃止しようとする
ときは、主務省令で定めるところにより、あら
かじめ、その旨を主務大臣に届け出なければな
らない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(電気通信事業法の特例)

第十条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、第五条第一項の認定を受けた場合において、当該認定に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしなければならぬときは、当該者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出をしたものとみなす。

2 認定電子委任状取扱事業者が、第八条第一項の変更の認定を受けた場合において、当該変更の認定に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六条第三項の届出をしなければならぬときは、当該認定電子委任状取扱事業者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出をしたものとみなす。
(表示)

第十一条 認定電子委任状取扱事業者は、その認定に係る電子委任状取扱業務の用に供する特定電磁的記録等(代表権の確認に関する電磁的記録その他の電子委任状取扱業務の用に供するものとして主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る電子委任状取扱業務が第五条第一項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、特定電磁的記録等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十二条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第五条第一項の認定に係る電子委任状取扱業務が同条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。

二 認定電子委任状取扱事業者が第五条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。

三 認定電子委任状取扱事業者が第八条第一項の規定に違反して、第五条第二項第二号に掲げる事項を変更したとき。

四 認定電子委任状取扱事業者が前条第二項の規定に違反したとき。

五 認定電子委任状取扱事業者が不正の手段により第五条第一項の認定、第六条第一項の認定の更新又は第八条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第五条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子委任状取扱事業者に対し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

第十五条 この法律における主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、総務大臣及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。

第五章 罰則

第十六条 第十一条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して、第五条第二項第二号に掲げる事項を変更した者

二 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第十九条 第七条第二項、第八条第三項又は第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条の規定の例により、基本指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日において第三条の規定により定められたものとみなす。
(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号中

五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録

機関

を

五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録
(注) 電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第 号)

第十条第一項又は第二項(電気通信事業法の特例)の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項(電子委任状取扱業務の認定)の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項(変更の認定等)の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

に改

め、同表第五十三号の次に次の一号を加える。

五十三の二 認定電子委任状取扱事業者の認定

電子委任状の普及の促進に関する法律第五十一条（電子委任状取扱業務の認定）の認定電子委任状取扱事業者の認定（更新の認定を除く。）

認定件数

円 一件につき九万

理由

電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年六月十六日印刷

平成二十九年六月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C